

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
1-(1)-①	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	① グループホームの整備については、障害者計画の数値目標、利用待機者調査、重度化・高齢化等による在宅からグループホームへの移行等、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、利用者の多様な障害特性に応じたグループホームの量と質の充実を図ります。特に、強度行動障害のある人、重症心身障害者や医療的ケアの必要な障害がある人、精神障害や身体障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。運営の安定及び人材の確保に資するために、グループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。また、収入の少ない利用者へ家賃を補助するとともに、共同住居より単身で生活したいというニーズに応えるため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・在宅からグループホームへの移行等のため、指定・届出等の速やかな処理により量的拡充を指向しました。また、グループホームに対する運営等に関する費用の補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーにより開設・運営に関する相談を実施しました。さらに、単身生活へのニーズに対応したサテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めました。 ・在宅からグループホームへの移行等のため、指定・届出等の速やかな処理により量的拡充を指向しました。	・引き続き、在宅からグループホームへの移行等のため、指定・届出等の速やかな処理により地域での必要性を踏まえ量的拡充を指向します。また、グループホームに対する運営等に関する費用の補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーによる、医療的ケア、強度行動障害がある方を支援するグループホームへの開設・運営に関する啓発、相談を実施します。さらに、単身生活へのニーズに対応したサテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めます。 ・引き続き、在宅からグループホームへの移行等のため、指定・届出等の速やかな処理により地域での必要性を踏まえ量的拡充を指向します。	1-1 グループホーム等の定員
1-(1)-②	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	② サービスの質の向上を図るため、サービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。また、利用者の高齢化や障害の重度化などに対応した生活支援員の増員など、手厚い人員配置を行うグループホームに対して、実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国へ要望します。あわせて、グループホーム利用者が地域生活支援事業等により、より充実した生活を送れるよう市町村などに働きかけます。 さらに、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の充実を図るとともに、その結果を市町村と共有すること等を通じて障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を確保します。	・県内に障害福祉サービス事業所を運営する者の不正行為等について、関係市町村と連携して対応し、事業者には勧告等を行い、その結果を関係市町村と共有し、体制確保に向けて取り組みました。 ・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行いました。 ・重度の障害者を受入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げるよう、国へ要望を行った。 ・サービス管理責任者などに対し研修を実施しました。	・国の監査の強化の方針を受け、国で作成予定の運営指導・監査マニュアルを基に県の要領を見直し、指導監査の強化・充実を検討します。 ・引き続き、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。 ・引き続き、重度の障害者を受入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げるよう、必要に応じて国への要望を検討します。 ・引き続き、サービスの質の向上を図るため、サービス管理責任者などに対し、研修を実施します。	
1-(1)-③	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害者福祉推進課	③ 障害のある人の地域生活について、近隣住民から正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力の下、県民への啓発に努めます。また、障害者条例に基づく広域専門指導員等が、必要に応じて市町村と連携しながら差別に関する個別事案の解決に当たります。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。 ・障害者条例の相談窓口へ寄せられた差別に関する相談は80件あり、広域専門指導員等が個別事案の解決にあたりました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	
1-(1)-④	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	④ 市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するためには、地域全体で支援する協力体制の構築が重要であるため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、好事例(優良事例)の紹介や、現状や課題等を把握・共有するなど継続的な支援を行っていきます。拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図ります。	・相談支援アドバイザーを派遣し、地域生活拠点等の助言等を行いました。 ・市町村等に対する説明会や集団指導等において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。	・引き続き、地域生活支援拠点が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。	1-4 地域生活支援拠点等が整備されている市町村数 1-5 地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数 1-6 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を実施した市町村数
1-(1)-⑤	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑤ 地域移行の推進のため、地域生活支援拠点等の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援の在り方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。	・引き続き、地域生活支援拠点が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。	
1-(1)-⑥	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑥ 令和8年度末の施設入所者数については、令和4年度末時点の施設入所者数と施設待機者等の地域の実情等を踏まえて4,355人とし、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応します。 なお、今後とも、待機者や重度化・高齢化の状況について、総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めるとともに、地域での生活を継続することが困難となった場合に、障害者支援施設等が利用できるよう、情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討します。	・グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応しました。また、総合支援協議会や市町村等の意見による地域の実態把握や、地域での生活を継続することが困難となった場合の障害者支援施設等の利用について検討しました。	・引き続き、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応します。また、総合支援協議会や市町村等の意見による地域の実態把握や、地域での生活を継続することが困難となった場合の障害者支援施設等の利用について検討します。	1-2 施設入所者の地域生活への移行者数 1-3 施設入所者数
1-(2)-①	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	① 様々な障害のある人のニーズに応じた日中活動の場の充実のため、限られた社会資源を有効に活用するとともに、個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備を促進します。 また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所などについて量的・質的拡充に努めます。	・個々の障害特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備の促進を図りました。これは、医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場に係る事業等においても同様に整備の促進を図りました。	・引き続き、個々の障害特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備の促進を図ります。医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場に係る事業等においても同様に整備の促進を図ります。	
1-(2)-②	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	② 重症心身障害の状態にある子どもや知的障害、肢体不自由のある子どもなど、特別支援学校や特別支援学級に通う障害のある子どもが利用できる放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。 特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わる子どもたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。	・在宅の重症心身障害者の受け入れが可能な短期入所事業所や、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進しました。また、地域生活の継続に資する強度行動障害短期入所特別支援事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めました。	・引き続き、在宅の重症心身障害者の受け入れが可能な短期入所事業所や、生活介護等の日中活動の場の整備を促進します。また、地域生活の継続に資する強度行動障害短期入所特別支援事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。	
1-(2)-③	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	③ 市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため、地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。 また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、障害のある人が特性に応じた支援を受けられるよう、実施主体である市町村と協議しながら、県独自の補助制度の見直しを検討し、地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。	・地域生活支援センターに関する財源確保について、関東甲信越地区障害者福祉主管課長会議を通じて、国に対して要望を行いました。	・引き続き地域生活支援センターに関する財源確保について、要望を行います。また、県独自の補助事業についても、メニューの見直しの検討を進めるほか、改めて各市町村に周知を行います。	1-8 地域活動支援センター設置市町村数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
1-(3)-①	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課	① 引き続き、ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。 自立生活援助の適正なサービスの確保と円滑な利用の推進に努めます。 重度訪問介護については、サービス利用状況や障害のある人のニーズを十分把握した上で、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすることなど、必要な見直しを国に要望します。	・県が指定した事業者による各種の研修の実施により、支援者の質の向上を図り、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めました。 ・自立生活援助を行う事業者からの申請について、適正に審査を行いました。 ・重度訪問介護を含む訪問系サービスに関する財源確保について、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議を通じて、国に対して要望を行いました。	・引き続き、県が指定した事業者による各種の研修により、支援者の質の向上及びサービス量の確保を図ります。 ・自立生活援助を行う事業者からの申請について、引き続き、適正に審査を行います。 ・重度訪問介護に関する財源確保について、引き続き国に対して要望を行います。	1-7 障害福祉サービス事業所に対する指導監査結果の市町村との共有回数
1-(3)-②	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするとともにその生活の質的向上を図るため、県として市町村間の意思疎通支援事業や移動支援事業の円滑な相互利用や事業の充実に向けて助言・支援等を行います。そのために移動支援従業者の資質の向上、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。	・コミュニケーション手段の確保を図るため、令和7年度は手話通訳者55名、要約筆記者9名、盲ろう者向け通訳・介助員13名、点訳奉仕員21名、音訳奉仕員22名を養成しました。 ・県が指定した事業者による研修の実施により、支援者の質の向上を図り、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めました。 ・障害のある人の所得保障については、必要な施策について検討を行い、障害基礎年金の増額、住居手当の創設、年金受給前の対策などの措置を講ずるよう、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じ、国に要望しました。	・引き続き、手話通訳者等の養成により、コミュニケーション手段の確保を図ります。 ・引き続き、県が指定した事業者による研修の実施により、支援者の質の向上及びサービス量の確保を図ります。	
1-(3)-③	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課	③ 経済的自立や地域生活に必要な所得保障の観点から、障害基礎年金の増額や住居手当の創設等、必要な見直しを引き続き国に要望していきます。		・引き続き、各種の機会を通じ、障害のある人の所得保障について、国に対して要望していきます。	
1-(3)-④	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	④ 重度の視覚障害のある人などの外出する機会を確保するため、同行援護事業従事者の資質の向上に努めるとともに、身体障害者補助犬の育成、途中で視覚障害となった人の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座など、適切な実施に努めます。	・盲導犬・介助犬等の育成、中途視覚障害者の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座などの適切な実施に努めました。 【盲導犬等の育成】 ・盲導犬2頭を育成・給付しました。 【中途視覚障害者向けの訓練】 「中途視覚障害者自立更生支援事業」として、歩行訓練等を377回実施しました。 【教養・文化講座】 教養講座を1回、点字教室を29回開催しました。 ・県が指定した事業者による同行援護従業者への研修により支援の質の向上を図りました。	・引き続き、同行援護事業従事者の資質の向上や盲導犬・介助犬等の育成、中途視覚障害者の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座などの適切な実施に努めます。 ・引き続き、県が指定した事業者による研修により支援の質の向上を図ります。	
1-(3)-⑤	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課	⑤ 介護する家族等の疾病やレスパイト等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備を促進します。	・医療型短期入所について、事業所を対象に開設支援(説明会開催、訪問支援、他施設視察、実技研修等)を実施した結果、5事業所の増設に繋がりました。	・引き続き、事業所を対象に開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	1-10 短期入所事業所数
1-(3)-⑥	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	⑥ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)や障害者差別解消法、成年後見制度などの周知に努めるとともに、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について情報提供するなど、当事者団体や家族会、それらを支える支援者などの活動を支援します。	・成年後見制度の利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会に対して、制度を周知するための講習会等を実施しました。 ・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。 ・リーフレットを作成を行い、管内市町村や障害者を雇用する事業主へ配布し障害者虐待防止法等の周知を図りました。	・成年後見制度の利用が促進されるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、障害者虐待防止法のリーフレットを作成、各市町村、障害者を雇用する事業主等へ配布することにより周知を行います。	
1-(3)-⑦	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑦ 障害のある人が地域で自立した生活を続けることができるよう、日常生活を送る上で不安を抱える障害のある人に対して、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用の援助や金銭管理等の支援を行います。	・千葉県社会福祉協議会への支援を通じ、令和8年3月現在、1,939人の方が各市町村社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業を利用しています。	・利用者が安心して日常生活自立支援事業を利用できるよう、引き続き、事業の安定的な運営の支援に努めます。	1-9 日常生活自立支援事業利用者数
1-(3)-⑧	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑧ 生活困窮者自立支援法に基づく、ひきこもりや障害のある人を含む生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた支援計画を策定の上、必要な支援に結び付ける自立相談支援事業や、離職等により住宅を失うおそれのある生活困窮者などに対し就職活動等を支えるため、家賃相当額を給付する住居確保給付金などにより、障害のある人の地域生活を支援します。	・県が所管する町村部の自立相談支援機関において、409件の新規相談があり、就労支援や住居確保給付金の支給等を行いました。(住居確保給付金支給決定件数:6件)また、町村部全域で就労準備支援事業を実施し、延べ28人に対し日常生活自立や就労自立等に向けた訓練を実施するとともに、家計改善支援事業に取り組み、延べ77人に対し家計管理や滞納解消等に係る支援を行いました。一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事、衣類等を、一定期間提供し、その間、生活支援、相談支援や居住支援等を行う居住支援事業を町村全域で実施し、7名に対して、一定期間衣食住を提供し、生活支援等を行いました。	・引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく、ひきこもりや障害のある人を含む生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた支援計画を策定の上、必要な支援に結び付ける自立相談支援事業や、離職等により住宅を失うおそれのある生活困窮者などに対し就職活動等を支えるため、家賃相当額を給付する住居確保給付金などにより、障害のある人の地域生活を支援します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
1-(4)-①	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	① 県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を踏まえ、支援の在り方等について、引き続き、検討を進めるとともに、研修修了者のうち行動障害者支援サポーターとして登録されている方を各地域の事業所に派遣するなど、その成果、研修効果について県全域へ普及を図ります。 市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するためには、地域全体で支援する協力体制の構築が重要であるため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、好事例(優良事例)の紹介や、現状や課題等を把握・共有するなど継続的な支援を行っていきます。拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用します。地域生活支援拠点等の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援の在り方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。 あわせて、「重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業」により、既存の障害者支援施設やグループホームが重度の強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対する補助を継続し、民間施設の支援を行っていきます。 また、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて、家族等から寄せられる様々な相談への助言を行うとともに、地域で支援を担う人材の育成や、地域における支援体制の構築を支援します。 なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけます。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、15名を育成しました。(R7年度修了者15名中13名サポーター登録) ・「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、施設整備2件(入所改修1件、短期改修1件)、追加配置の人件費17件に対して、補助を実施しました。 ・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。	・引き続き、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、16名の育成を図るとともに、引き続き研修のあり方について検討していきます。 ・引き続き「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、重度の強度行動障害のある方について地域の民間事業所等での受け入れが進むよう環境を整備します。 ・引き続き、地域生活支援拠点等が未整備になっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。	1-11 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数
1-(4)-②	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	② 重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)の支援の充実を図るため、在宅で生活している重症心身障害の状態にある人を受け入れることが可能な短期入所事業所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進します。重度・重複障害のある人の地域生活の継続を支援するために、「強度行動障害短期入所特別支援事業」を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。	・在宅の重症心身障害者の受け入れが可能な短期入所事業所や、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進しました。また、地域生活の継続に資する強度行動障害短期入所特別支援事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めました。	・引き続き、在宅の重症心身障害者の受け入れが可能な短期入所事業所や、生活介護等の日中活動の場の整備を促進します。また、地域生活の継続に資する強度行動障害短期入所特別支援事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。	
1-(4)-③	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	③ 障害児入所施設に入所している18歳に達する障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所等による地域移行等連絡調整会議を早期に開催することにより、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への円滑な移行を図ります。 また、様々な事情により移行が困難な人については、県が設置する協議の場を活用し、移行調整の支援を行います。なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや対応について検討します。	・県では過齢児がいる事業所を対象に、「入所児童移行調整支援会議」を開催し、対象児の情報共有及び進捗管理、移行調整に係る改善提案等を実施しました。(1事業所1名を対象に支援を実施) ・支援会議に基づき、「移行支援アドバイザー」が必要であると決定した事業所には、アドバイザー派遣を実施しました。(1事業所1名にアドバイザーを派遣) ・令和7年度末時点で過齢児は2名となりました。	・引き続き、県では過齢児がいる事業所を対象に、「入所児童移行調整支援会議」を開催し、対象児の情報共有及び進捗管理、移行調整に係る改善提案等を実施していきます。 ・引き続き、支援会議に基づき、「移行支援アドバイザー」が必要であると決定した事業所に対し、アドバイザー派遣を実施します。	
1-(5)-①	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	① 入所施設(障害者支援施設)は、地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点(地域交流・避難拠点等)として、また、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所、短期入所等に対するニーズの受け皿として、重要な役割を担っていることから、引き続き、積極的に機能の活用を図っていきます。また、施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めます。	・重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援しました。	・引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の一層の個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援します。	1-12 指定障害者支援施設の必要定員総数
1-(5)-②	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	② 障害のある人の地域生活支援の推進のため、地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実に向けた検証・検討を実施することにより、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害のある人に対する支援等に努めます。	・相談支援アドバイザーの派遣により、地域生活拠点等の助言等を行いました。 ・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。	・引き続き、地域生活支援拠点が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。	1-13 地域生活支援拠点等が整備されている市町村数
1-(5)-③	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	③ 障害程度の重い人など、入所による支援が特に必要な人のサービス提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、入所施設(障害者支援施設)からの地域移行を推進します。障害のある人の重度化・高齢化に対応できるグループホームの設置・活用の促進が図られるよう、周知に努めます。また、医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受け入れる短期入所事業所の拡充に努めます。あわせて、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設(障害者支援施設)の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設(障害者支援施設)の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進します。	・入所による支援サービスの提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進しました。また、重度化・高齢化に対応できる類型である日中サービス支援型グループホームの設置・活用が図られるよう、周知に努めました。なお、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能の地域生活の支援への活用を推進しました。	・引き続き、入所による支援サービスの提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進します。また、重度化・高齢化に対応できるグループホームの設置・活用が図られるよう、開設支援等に努めます。なお、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能の地域生活の支援への活用を推進します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
1-(5)-④	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	④ 重度の強度行動障害のある人に対する支援については、県内の各地域において必要な支援を受けられるよう、民間事業者の協力の下、市町村と連携した支援システムを運用します。 県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を運営し、責任をもって、支援が難しい県内の重度の強度行動障害のある人を一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぎます。 また、民間の入所施設やグループホームなど、一人ひとりの障害特性に応じた多様な住まいをできる限り各地域に分散して確保するため、民間事業者が行う既存施設の改修やグループホーム等の整備及び支援体制の充実にに対し助成するとともに、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」により、高度な知識と支援スキルを持った専門性の高い人材を引き続き育成し、受け入れ施設の拡大を図ります。	・重度の強度行動障害のある人に対する支援について、県内の各地域において、民間事業者の協力の下、市町村と連携した支援システムを運用しました。また、「暮らしの場支援会議」により、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぎました。 さらに、民間事業者が行う既存施設の改修やグループホーム等の整備及び支援体制の充実にに対し、助成するとともに、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」により、高度な知識と支援スキルを持った専門性の高い人材を引き続き育成しました。 ・令和7年度は「暮らしの場支援会議」を6回開催し、これまで市町村等から入所調整の依頼のあった対象者51名のうち、令和7年度末時点で30名の対象者を新たな暮らしの場へとつなぎました。 ・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、15名を育成しました（R7年度修了者15名中13名サポーター登録）。 ・「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、施設整備2件（入所改修1件、短期改修1件）、追加配置の人件費17件に対して、補助を実施しました。 ・新たに、「暮らしの場づくりサポート事業」を実施し、見学会や事例報告会等を開催し、重度の強度行動障害のある方の地域での受入れ先の拡大や関係機関の連携等を図りました。	・引き続き、重度の強度行動障害のある人に対する支援について、県内の各地域において、民間事業者の協力の下、市町村と連携した支援システムを運用します。 ・「暮らしの場支援会議」を適宜開催し、対象者の現地調査を行い、判定を進めるとともに、一人ひとりの意向に沿った新たな暮らしの場へとつなげていきます。 ・引き続き、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、16名の育成を図るとともに、引き続き研修のあり方について検討していきます。 ・「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、重度の強度行動障害のある方について地域の民間事業所等での受け入れが進むよう、既存施設の改修やグループホーム等の整備及び支援体制の充実に対して助成していくなどを通じて、環境を整備します。また短期入所施設の改修に対する補助制度について、活用を推進し、強度行動障害のある人の受入れ事業所の拡大を図ります。 ・また、「暮らしの場づくりサポート事業」を実施し、重度の強度行動障害のある方の地域での受入れ先の拡大や関係機関の連携等を図ります。	
1-(6)-①	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(6)千葉リハビリテーションセンターの運営	障害福祉事業課	① 千葉リハビリテーションセンターは、引き続き重症心身障害児・者や脊髄損傷、高次脳機能障害のある人など重度の障害のある人に対する総合的リハビリテーションを提供するとともに、県内の民間施設等に対する技術的な助言や医師派遣を行う中核的センターとしての役割を担います。	・令和7年度の利用者の状況は、リハ医療施設延べ入院33,249人・外来38,288人、愛育園延べ43,600人、更生園延べ入所12,793人・通所2,367人、児童発達支援センター延べ2,788人でした。 ・社会福祉施設等に対する技術的援助として医師を延べ169人、療法士延べ69人、看護師を延べ51人、その他専門職員を延べ46人派遣し、助言及び指導を行いました。	・引き続き、民間では対応が難しい障害児者に対するリハビリテーションの提供を行うとともに、県内の民間施設等に対する技術的な助言や医師派遣を行い、センターが有する専門的な技術等の援助を行います。	
1-(6)-②	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(6)千葉リハビリテーションセンターの運営	障害福祉事業課	② 重度障害のある人の就労を促進するため、就労支援プログラムの更なる充実を図るとともに、リハビリテーション医療施設、更生園、高次脳機能障害支援センターに分散している就労支援業務を機能的に統合し、患者・利用者に最適な就労支援プログラムを提供するため、就労支援センターの設置に向け整備を進めていきます。	・就労支援センターは、センター再整備による新外来診療棟の供用開始に伴い、令和8年度に設置される予定となっています。 ・令和7年度は、令和5年度に着手した第1期工事（新外来診療棟の建設工事）を進めるとともに、就労支援センター設置に向け、引き続き、患者・利用者に最適な就労支援プログラムの検討を行いました。	・令和8年度は、引き続き、新外来診療棟の建設工事を進めるとともに、提供する就労支援プログラムについての具体的な検討を進めてまいります。	
1-(6)-③	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(6)千葉リハビリテーションセンターの運営	障害福祉事業課	③ 新たな施設の整備により、医療型障害児入所施設や児童発達支援センターの定員を増やすことで、増加傾向にある待機ニーズに対応します。	・センター再整備による新居住棟の整備に伴い、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターの定員が増員される予定です。 ・令和7年度は、令和5年度に着手した第1期工事（新外来診療棟の建設工事）を進めました。	・令和8年度は、引き続き、新外来診療棟の建設工事を進めてまいります。	
1-(6)-④	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(6)千葉リハビリテーションセンターの運営	障害福祉事業課	④ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、「医療的ケア児等支援センター」を通じて、地域の看護師等の人材を育成し、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの連携強化を進めます。	・人材育成研修として、例年実施している看護師の実技研修、保育・教育に関わる支援者研修を実施しました。また、重症児への相談支援体制について、相談支援専門員の配置が十分とは言えない状況が続いており、令和7年度は、医療的ケア児等に関わる支援者研修会を実施しました。 ・千葉県及び市町村にて配置された医療的ケア児等コーディネーターと市町村担当職員等が自地域の現状・課題を理解し重点的に進めるべき取組の方向性を検討、共有することを目的とした連携会議を実施しました。	・引き続き、千葉県医療的ケア児等支援センターの役割として、地域の人材育成及び各地域のコーディネーターや行政等との連携強化を図ってまいります。	
1-(6)-⑤	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(6)千葉リハビリテーションセンターの運営	障害福祉事業課	⑤ 千葉リハビリテーションセンターの高度な専門性を地域に展開するため、療育支援事業の積極的な実施や、在宅就労支援における専門職のアウトリーチ支援の実施を検討します。	・令和7年度は、療育支援事業を6件行いました。 ・在宅就労支援の専門職のアウトリーチ支援の実施に向けた情報収集及び検討を行いました。	・引き続き、療育支援事業の積極的な実施及び在宅就労支援における専門職のアウトリーチ支援の実施に向けた検討を行ってまいります。	
1-(6)-⑥	1障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現	(6)千葉リハビリテーションセンターの運営	障害福祉事業課	⑥ 令和5年度から、第1期工事となる外来診療棟の建設工事に着手しており、工事の振動や騒音などにより患者等の状態に影響が生じないよう十分に配慮しながら、令和8年度の供用開始に向けて整備を進めていきます。	・外来診療棟の工事に当たっては、騒音に配慮した器具の使用等により、騒音・振動対策を行いました。 ・また、患者等への入院入所生活に影響が予想される工事が行われる際は、センター内のポスター掲示や、職員を通じた患者等への事前説明により、できる限り影響が生じないよう、配慮しました。	・引き続き、患者等の状態に影響が生じないよう十分に配慮しながら、令和8年度の新外来棟供用開始に向けて工事を進めてまいります。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
2-(1)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	① 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築します。 また、支援体制の構築は、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、県は市町村との協働により、精神障害のある人等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。	・障害保健福祉圏域13圏域毎に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のため、圏域連携コーディネーターを配置して協議の場の設置や普及啓発等を実施しました。 ・地域の実情に合わせた圏域ごとの取り組みを県内で共有する機会を設け、他圏域の取組状況を参考にすることで医療・福祉・行政等の連携を推進しました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、支援体制の構築促進を進めます。	2-2 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 2-5 精神病床における3か月時点の早期退院率 2-6 精神病床における6か月時点の早期退院率 2-7 精神病床における1年時点の早期退院率 2-12 精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅) 2-13 精神病床における退院患者の退院後の行き先(障害者施設等) 2-14 精神病床における退院患者の退院後の行き先(介護施設)
2-(1)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 精神障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポーターが支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へつながるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大について検討し、ピアサポーターによる講演の開催やグループ活動の支援を行いました。 ・入院者訪問支援事業の訪問支援員としてピアサポーターの活用を進めました。また、訪問支援員養成研修を実施しピアサポーターにも参加の呼びかけを行いました。 ・ピアサポート専門員研修を実施し、49名が修了しました。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大について検討し、ピアサポーターの活用を推進するための体制整備に努めていきます。 ・入院者訪問支援事業における訪問支援員としてピアサポーターの活用を図ります。 ・引き続き、ピアサポート専門員養成研修を実施します。	2-16 地域移行・地域生活支援事業のピアサポーター活動箇所数
2-(1)-③	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	③ 全障害保健福祉圏域で「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」を認定し、精神科病院に長期入院している人の退院を促進します。	・長期入院精神障害者の地域移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を精神障害者地域移行・地域定着協力病院として25病院のうち9病院を認定更新しました。また新たに1病院認定しました。	・各圏域の協議の場を通じて医療機関に制度の周知を図り、地域移行・地域定着協力病院指定の増加に努めます。	2-1 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定数 2-15 地域移行・地域定着推進に関する会議への参加件数
2-(1)-④	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	④ 家族への支援については、家族が抱える課題等を共有できる機会の場や、それぞれのニーズに合った支援体制づくりの促進に努めます。また、家族会等の関係者と連携し、必要な障害福祉サービス等について情報提供します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害者の家族支援に係る取組に努めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害者の家族支援に係る取組に努めていきます。	
2-(1)-⑤	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	⑤ グループホーム整備については、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、精神障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 また、共同同居より単身で生活したいというニーズに応えるため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図りました。グループホーム整備については、各地域の障害者グループホーム等支援ワーカーによる支援等により、量的・質的拡充を図りました。	・引き続き、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、量的拡充を図ります。グループホーム整備については、各地域の障害者グループホーム等支援ワーカーによる支援等により、量的・質的拡充を図ります。	
2-(1)-⑥	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑥ 緊急時に支援が必要な事態が生じた場合に備えて、本人の状況に応じた適切な支援が行えるよう関係機関と協議しながら検討を進めます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、医療連携体制の構築に係る事業の取組に努めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、医療連携体制の構築に係る事業の取組に努めていきます。	
2-(1)-⑦	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住宅課	⑦ 公営住宅においては、障害のある人の利用促進に向けて、障害のある人の世帯に対し、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置や、障害のある人の世帯など、特に配慮が必要な世帯のみが申込みできる戸数枠を設ける措置を講じていきます。	・公営住宅においては、障害のある人の世帯に対し、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置や、特に配慮が必要な世帯のみが申込みできる戸数枠を設ける措置を講じました。	・引き続き公営住宅においては、障害のある人の世帯に対し、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置や、特に配慮が必要な世帯のみが申込みできる戸数枠を設ける措置を講じていきます。	
2-(1)-⑧	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住宅課	⑧ 民間賃貸住宅への円滑な入居については、障害のある人等の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者や、障害のある人等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、ホームページ等で情報提供を行います。 また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、不動産関係事業者や居住支援関係事業者などと連携し、賃貸住宅の登録制度の周知や有効活用方策の検討を行います。 さらに、地域の実情に即した居住支援の充実を図るため、市町村においても、居住支援協議会の設置など関係団体との連携を行う仕組みづくりを推進します。	・障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅を、住宅セーフティネット法に基づき住宅確保要配慮者向け住宅の登録として行いました。 また、居住支援部会において、講習会や勉強会を通じて住宅セーフティネット法に係る情報提供や意見交換、方策の検討等を行いました。 ・市町村居住支援協議会の設立に向けて関係団体と連携を取りながら伴走支援を行いました。	・引き続き、関係者と連携を取りながら住宅セーフティネット制度の推進を行ってまいります。 また、居住支援部会において市町村や関係機関と連携を図りながら、制度の周知や必要な協議・検討を行ってまいります。 ・市町村居住支援協議会設立に向けて伴走支援を行ってまいります。	
2-(1)-⑨	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	⑨ ホームヘルパー等に対する各種研修を継続することにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。	・県が指定した1事業者が精神障害者ホームヘルパー養成研修を開催し、6名が修了しました。	・引き続き精神障害者ホームヘルパー養成研修を開催できるよう、指定した研修実施事業者へ研修の開催を働きかけます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
2-(1)-⑩	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課 産業人材課	⑩ 就労定着を図るため、就労定着支援事業所と関係機関との連携などによる支援の好事例等を周知し、就労定着支援事業所の支援の質の向上を図ります。 また、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実に努めます。	・障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援を実施しました。 ・障害者就業・生活支援センター等の支援機関が企業等を訪問するなどにより、障害者の就職後の定着支援を行いました。	・引き続き、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実に努めます。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センター等の支援機関における定着支援の充実に努めます。	
2-(1)-⑪	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑪ 安心して暮らせる地域生活の継続のため、多職種のアウトリーチや、訪問看護による支援体制の拡充に努めます。	・地域生活の継続支援を目的とし、精神保健福祉センターの多職種チームによるアウトリーチを実施しました。	・引き続き、地域生活支援のためのアウトリーチを実施していきます。	
2-(1)-⑫	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑫ 障害保健福祉圏域ごとの協議の場において、地域の課題等を共有化するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とそれに対する評価を行い、地域に必要な基盤整備について検討します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努めました。 ・各圏域の取組や課題を共有し、取り組みを参考とする機会の場をもうけ、更なる推進に取り組みしました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努め、取組の評価について検討していきます。	2-8 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 2-9 協議の場の1年間の開催回数 2-10 協議の場における参加者数 2-11 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
2-(1)-⑬	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑬ 入院患者の高齢化が進んでいるため、高齢の入院患者の地域移行について、障害保健福祉圏域ごとの協議の場において対策を検討します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、高齢者福祉分野の機関にも参加を呼びかけるなど、地域の課題に応じた長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、地域の課題に応じた長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めます。	2-3 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 2-4 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数
2-(1)-⑭	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑭ 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、全国統一の公費負担医療制度を創設するよう、国に要望していきます。	・令和7年度も、市町村に対し、補助を行いました。 ・他県と連携して国へ要望を実施しました。 ・本県の制度において、令和2年8月から精神障害者への対象拡大を実施しました。	・今年度も、市町村に対し、補助を行います。 ・他県と連携して国への要望を実施します。	
2-(1)-⑮	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑮ 市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図るために行われる訪問支援等については、国の動向を踏まえ、必要な取組について検討します。	・入院者訪問支援事業にかかる訪問支援員養成研修を1回実施し、19名養成しました。 ・リーフレットを作成し、関係各所に実施に向けての説明及び協力要請を行いました。 ・訪問支援を開始し、県内11病院に14件実施しました。	・引き続き、精神科病院への訪問支援員派遣を行います。 ・推進会議や実務者会議を設置し、事業の検証、実施状況の検討や見直しを図ります。	
2-(1)-⑯	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑯ 精神科病院における虐待を防止するため、各精神科病院へ、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、必要に応じて調査及び指導を行います。	・実地指導において、虐待防止対策の取り組み状況について調査を行い、適切に指導しました。	・引き続き、実地指導等を通じて精神科病院への周知や指導に努めていきます。	
2-(2)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	① 精神科救急医療を確保するため、関係機関との更なる連携やシステム参画医療機関の拡充を図ることなどにより、精神科救急のための空床の確保を推進します。	・千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議において、現行システムにおける課題や改善点などを議論しました。 ・関係機関との連携強化を目的とした千葉県精神科救急医療システム連携研修会を開催しました。	・令和7年度においても千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連携研修会の開催等をおとして、引き続き精神科救急医療の確保に努めます。	
2-(2)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	② 身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を含め複数の診療科がある医療機関の連携強化を図り、身体合併症患者の受入体制を拡充できるよう働きかけます。	・千葉県精神科救急医療システムにおいて、身体疾患合併症対応協力病院への協力要請を行いました。 ・身体合併症対策作業部会を設置し、課題や改善点などを議論しました。	・令和8年度においても千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連携研修会の開催等をおとして、更なる連携の強化及び身体合併症患者の受入れ体制の拡充を図ります。	
2-(3)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	① 精神障害のある人の地域生活支援及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての理解促進のため、医療機関・障害福祉サービス事業所等の地域移行関係職員に対して、研修を実施します。	・地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対しての普及啓発を行いました。	・引き続き、地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対しての普及啓発を行います。	
2-(3)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	② 精神障害のある人の実情や地域での生活について理解を広げるため、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等、精神障害のある人と地域住民が触れ合う機会を提供し、関係団体と連携した普及啓発に努めます。	・令和7年4月26日に心のふれあいフェスティバルを千葉市文化センター及び千葉市中央公園にて開催し、1,051名の来場がありました。実施内容：演芸大会、ポスター原画展、作品展示、心のよろず相談 ・令和7年11月5日に心の健康フェアを青葉の森芸術文化ホールにて開催し、294名の来場がありました。内容：講演、当事者メッセージ発表、表彰、作品展示、アトラクション。	・令和8年4月25日に心のふれあいフェスティバルを千葉市文化センター及び千葉市中央公園にて開催しました。 ・令和8年11月7日に心の健康フェアを千葉県社会福祉センターにて開催予定であり、現在実行委員会にて準備を進めています。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
2-(3)-③	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	③ 子どもたちに対し、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行います。	・精神保健福祉センターにおいて養護教諭等教職員及び関係行政職員向けの研修を実施しました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、ピアサポーターなどが学校に出向いて普及啓発を図りました。	・引き続き、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、教育機関への働きかけや研修等に取り組みます。	
2-(3)-④	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	④ 県民への精神疾患及び心の健康に関する正しい知識の普及に取り組むため、精神保健福祉センター（県こころセンター）、保健所（健康福祉センター）、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を図ります。また、市町村における相談支援機能の充実を図るために、相談支援に携わる専門職員に対する研修の拡充を図るとともに、市町村職員とともに相談やアウトリーチを行い、技術指導・支援を推進します。	・精神保健福祉センターや各保健所において、依存症、ひきこもり、心の健康相談などに応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応しました。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施しました。 ・心のサポーター養成研修を年2回開催し、合計71名の心のサポーターを養成しました。	・引き続き、精神保健福祉センターや各保健所において相談に応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応していきます。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施します。 ・引き続き、心のサポーター養成研修を開催し、サポーターの養成を行っていきます。	
3-(1)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	健康福祉政策課 障害者福祉推進課	① 障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知・啓発活動や各種広報媒体の使用、人権啓発に関する講演会・研修会の開催を通し、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組みます。	・「障害のある人の人権」をテーマとした講演会を実施しました。（参加人数：66人） ・障害のある人の人権を含む人権をテーマとした研修会や講習会を開催する団体等へ講師の派遣や紹介を行いました。（派遣・紹介件数34件） ・県民の方に人権について正しい知識と認識を深めてもらうため、障害のある人の人権を含む人権啓発DVDの貸出しを行いました。（貸出件数：39件） ・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。	・「障害のある人の人権」をテーマとした講演会を実施するなど、啓発に努めます。 ・講師の派遣及び紹介や人権啓発DVDの貸出しについて、より多くの方に活用していただき、人権について正しい知識と認識を深めてもらえるよう、引き続き、事業の周知を図ります。 ・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	3-1 共生社会という考え方を知っている県民の割合 3-2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数
3-(1)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	② パンフレットや「マンガでわかる障害者差別解消法」の配布等を通して、障害者条例と併せ、障害者差別解消法についても周知・啓発を図るとともに、差別相談の多い分野等を分析の上、その分野の関係者等に、より一層の周知・啓発を行っていきます。また、障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることについて、商工関係団体等と連携して民間事業者に対する周知を図ります。なお、障害のある人に対しても合理的配慮の周知を引き続き行います。	・令和7年度にあった差別相談のうち、件数の多かった医療や教育分野に対して、広域専門指導員が障害者条例等の周知・啓発活動を重点的に行いました。	・引き続き、差別相談の多い分野等を分析の上、その分野の関係者等により一層の周知・啓発を行っていきます。	
3-(1)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	生涯スポーツ振興課	③ パラスポーツフェスタや各種競技体験会において、様々なパラスポーツへの理解促進につながる周知や、障害のある人となない人の交流を図り、多くの人を巻き込みながら、共生社会形成の促進を図ります。 また、東京2020 パラリンピック競技大会に向けた一連の取組を、そのレガシーとして受け継ぐことができるよう推進していきます。	・「パラスポーツフェスタちば」（会場：千葉市）及び「パラスポーツフェスタとうかつ」（会場：野田市）を開催し、障害のある人となない人の相互理解を促進するとともに、障害者スポーツの認知度向上を図りました。	・千葉市を会場とした「パラスポーツフェスタちば」を引き続き実施し、東葛飾地域では鎌ヶ谷市と共催で「パラスポーツフェスタとうかつ」を開催します。	
3-(1)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	文化振興課	④ 障害のある人となない人が一緒に行うワークショップの実施や、障害のある人による作品の展示等を通じて、障害のある人への理解の促進を図ります。 また、「千葉県障害者芸術文化活動支援センター」と連携し、活用することで障害のある人による文化芸術活動を推進し、社会参加や自立を促進するとともに、共生社会の実現を目指します。	・障害者芸術文化活動支援センター（以下、支援センター）を設置し、障害のある人による文化芸術活動の振興に取り組んでいます。 ・支援センターの主催により、障害のある人への理解の促進や障害者芸術文化活動に携わる人材の育成を目的とする人材育成講座を計6回、障害のある人となない人が一緒に行うワークショップを計5回実施しました。 ・舞台手話通訳や字幕、音声ガイド等により、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができる演劇「バリアフリー演劇」の鑑賞会を計2回実施しました。 ・支援センターの主催により障害のある人が制作した作品の展覧会を下記のとおり開催しました。 会場：千葉県立美術館第5展示室 会期：令和8年1月20日～2月1日 展示作品数：470点 来場者数：2,979人 また、より多くの人に障害のある人が制作した作品に触れてもらうことを目的として、県内公共施設や商業施設等15箇所作品の巡回展示を実施しました。	・障害者芸術文化活動支援センター（以下、支援センター）を設置し、相談支援、人材育成、情報の収集・発信、ネットワークの構築、発表等の機会の創出等に引き続き取り組み、障害者芸術の振興を図ります。 ・令和7年度から支援センターとの契約期間を令和9年度までの3年間としています。令和7年度の事業内容について振り返りつつ、引き続き事業の質の維持・向上、運営の安定を図ります。 ・障害者芸術の振興及び障害のある人への理解の促進を図り、障害のある人となない人及び地域の様々な人との交流の機会とするため、ワークショップ、バリアフリー演劇鑑賞会及び展覧会を全国障害者芸術・文化祭サテライト開催として実施します。	
3-(1)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑤ 実際に差別が起こっている事案では、「これは差別に当たる」という自覚がないまま差別行為を行ってしまうというケースも見られるため、広域専門指導員による活動で蓄積した差別に関する報告書をホームページに掲載するなど啓発を行います。	・令和6年度の広域専門指導員の活動内容を報告書にまとめ、県ホームページに掲載しました。	・引き続き、広域専門指導員の活動で蓄積した差別に関する報告書の作成を通して啓発を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(1)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑥ 障害のある人への差別の背景にある制度や慣習などの問題について、障害者条例に基づく推進会議で議論し、改善を図ります。また、より専門的な分野に関しては、分野別会議をもって対応します。	・推進会議において内容等を検討した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」について、県、関係機関、市町村及び民間事業者等へ周知・啓発を行いました。	・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県その他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。	
3-(1)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑦「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」により、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介します。	・障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を県のホームページに掲載し、紹介しています。	・引き続き、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介していきます。	
3-(1)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑧ マスクの着用が困難な人など、障害特性により様々な状況で困難を抱える人への理解の促進について、ホームページへの掲載など、広く県民や事業者に向けて周知を図ります。	・障害特性によりマスクの着用が困難な人などへの理解促進について、ヘルプマーク等の情報を県のホームページに掲載し、周知しています。	・引き続き、障害特性により様々な状況で困難を抱える人への理解促進について周知していきます。	
3-(2)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	① 福祉教育への取組を進める学校を引き続き年18校程度福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。その際、福祉教育をより効果的に推進するため、同じ地区の福祉教育推進校と千葉県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携・協働する「パッケージ指定」により、地域の社会資源や人材を活用した福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、福祉教育を推進します。	・令和7年度指定校 小学校9校、中学校6校、高等学校5校 ・福祉教育研究大会 千葉県社会福祉センターで開催。	・福祉教育推進指定校を21校指定し、地域で一体となった取組を行っています。	
3-(2)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	② 福祉教育関係者を対象に福祉教育推進養成研修を開催し、福祉教育に関する必要な知識・技能を身に付けるとともに、学校や地域における福祉教育の普及・活性化を目指します。	・福祉教育推進員養成研修 実施日 4/23(参集)、 7/22～8/29(オンデマンド)、 7/30(参集)、 8/19(参集)、 8/22(パッケージごとに地域で参集の上、または私立学校毎に、オンライン) 修了者 40人	・本養成研修は、指定を受けた福祉教育推進校及び福祉教育推進団体が、必要な知識・技能を身に付けるとともに他の学校や地域に福祉教育を広める人材を育てることを目的に開催しています。引き続き、指定を受けた学校や団体の方々に受講していただくよう取り組んでいきます。	3-3 福祉教育推進員養成研修の修了者数
3-(2)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	学習指導課 特別支援教育課	③ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを目指します。	・令和6年度に引き続き、総合教育センターに配置している幼児教育アドバイザーを活用し、障害のある幼児に対する支援や配慮についての指導助言や研修を行いました。 ・活動内容の工夫を図りつつ、交流及び共同学習を計画的・継続的に実施したり、整備されたバスポーツ用具の貸出や出前授業等の取組を継続したりしました。	・幼児教育アドバイザーの活用増進のため、広報の改善を図るとともに、教育事務所担当から活用促進の働きかけを行います。また、子育て支援課や学事課と連携して周知していきます。 ・引き続き、交流及び共同学習を計画的、継続的に実施したり、バスポーツに関する用具の貸出しや障害者スポーツを通した交流活動に取り組んだりしながら、幼児児童生徒の障害者理解を促進していきます。	
3-(2)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	児童生徒安全課	④ 学校における授業等に資するよう、引き続き、公立幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対し、障害者理解に関する研修を実施します。	・協議会を開催し、今日的人権課題に関する講話の拝聴や協議、資料の配付等を通して、参加者の人権教育に関する知見を深めることができました。 ・学校人権教育指導資料を配付した。国や県の施策に注視し、喫緊の課題となっている人権問題について、対応のポイントや詳細資料にアクセスできる二次元コードを掲載し、県内の全教職員にデータ配付することができました。	・引き続き協議会を開催し、今日的人権課題に関する講話や協議の充実を図るとともに、参加者同士の実践交流を取り入れることで、人権教育の理解と指導力のさらなる向上を目指します。 ・国や県の最新施策や動向を継続的に把握し、喫緊の人権課題に関する情報を速やかに整理・発信する体制を強化します。 ・学校人権教育指導資料については、二次元コードの活用を一層推進し、分かりやすく実践に結び付く内容に改善するとともに、教職員が主体的に活用できる工夫を図ります。 ・県内全教職員への周知にとどまらず、各学校での校内研修や授業実践に活かされるよう、活用方法の提示やフォローアップの充実を図ります。	
3-(2)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康づくり支援課	⑤ 県内の小学校に通う児童が、障害のある人、高齢者の特徴や関わり方について学ぶための「地域リハビリテーション出前講座」を実施します。 講座は授業の一環として行い、内容は、学校の希望を踏まえて調整することとし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を講師として派遣します。	・県内の小学校、中学校及び高等学校に募集を行い、応募のあった小学校6校、中学校3校及び高等学校1校で、職業紹介・講話をし、リハビリ体験や福祉用具・自助具などを使用した「地域リハビリテーション出前講座」を実施しました。	・引き続き、高齢者や障害のある方を含めた全ての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、子どもの頃から適切な健康観やノーマライゼーションの考え方を学習することができるよう、希望する小学校や中学校、高等学校にリハビリテーション専門職を派遣し体験講座を行うことにより、地域リハビリテーションに対する関心を深める取組を行います。	
3-(2)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	障害者福祉推進課 教育総務課	⑥ 学校において障害のある児童生徒等に適切な合理的配慮がなされるよう、県教育委員会として、対応要領の周知等による職員への啓発等を行うほか、広域専門指導員等が市町村教育委員会や学校等に対して障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための周知・啓発活動を行います。また、千葉県社会福祉協議会等と連携し、福祉教育を推進するための方策について検討を行います。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。 ・県立学校長会議や県立事務長会議等において、管理職に対し、「障害者差別解消法に係る千葉県教育委員会職員対応要領」の周知を行い、適切な合理的配慮が提供されるように促しました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、会議や研修の際に「障害者差別解消法に係る千葉県教育委員会職員対応要領」の周知を行い、「合理的配慮の提供」の啓発に努めています。	
3-(3)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	① 虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図ります。	・管内市町村へ虐待防止アドバイザー派遣の活用を改めて周知したため、数値目標を達成した。	・引き続き、市町村等に対して虐待防止アドバイザーの周知を行う。 ・また、虐待が認められた事業所へ本制度の活用を促していきます。	3-4 虐待防止アドバイザー派遣数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(3)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 県において障害者虐待の通報・届出を受けた場合や、虐待事案を覚知した場合、障害者虐待防止法の対応スキームに即して、迅速な対応に努めます。その際、市町村や警察、労働局など関係する機関と適宜連携を図り、的確な対応を行います。複数又は県外の市町村が関わることとなる事案などについては、県において必要な調整・協力を行います。また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、令和6年4月から精神科病院における虐待防止の措置や、虐待を発見した際の通報が義務化されることから、県は、各精神科病院へ虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、虐待等の通報を受理した場合は、必要に応じて調査及び指導を行います。	・精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る対応窓口として、令和6年4月1日から設置している専用の電話回線により、通報等に対応しました。 ・令和7年度は377件の通報等があり、必要に応じて病院への報告徴収等の対応を行いました。 ・令和7年度は、11件の虐待を認定し、病院への指導を行いました。 ・県において虐待事案を覚知した場合は、市町村や労働局等関係機関への調整や協力を行うことにより、迅速な対応に努めました。	・引き続き、各精神科病院へ虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、虐待の通報等を受理した場合は、必要に応じて調査及び指導を行います。 ・引き続き、市町村や労働局等関係機関に対して調整や協力を行う。	
3-(3)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	③ 家族等の養護者に対する支援の一環として、障害のある人やその家族、関係機関を含めた県民向けの講演会等を開催し、虐待防止や権利擁護への理解促進、啓発を行います。また、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援します。	・病院、保育、一般の方向けに障害者虐待に関する講演会を実施し、障害者虐待防止や権利擁護の理解促進、啓発、当事者等により実施される権利擁護の支援を行いました。	・引き続き、講演会を実施し、理解促進、啓発を行うことにより、障害のある人やその家族、関係機関、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援します。	
3-(3)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	④ 障害者支援施設等に配置される虐待防止責任者(虐待防止マネージャー)に対する研修を実施し、施設内部における研修の実施を支援します。さらに、各施設における権利擁護に関する意識の醸成や虐待の発生しにくい環境づくりを支援するため、施設の管理職に対する研修も実施します。	・施設管理者、虐待防止責任者を対象に研修を行い、その内容について施設内で伝達していただくよう支援しました。	・引き続き、権利擁護に関する意識の醸成や虐待の発生しにくい環境づくりのための研修を実施し、各事業所において研修を行う為の支援を行います。	
3-(3)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑤ 雇用する障害のある人の人権や障害者虐待についての理解を深めるため、労働局と連携を図り、障害のある人を雇用する事業主等を対象に虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。	・労働局と連携し、障害者を雇用する雇用主を対象に研修を行いました。	・引き続き、労働局と連携し研修を行います。	
3-(3)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑥ 虐待の通報や届出を受け付ける市町村によって対応に差異が生じないよう、虐待防止業務を担う市町村職員に対し、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、適宜情報交換を行うことで、虐待防止に関する受付体制の確保・充実に努めます。	・市町村に対し、演習形式を採用した研修を実施する等情報交換を行えるよう研修運営を行いました。	・引き続き、市町村に対する研修を実施し、虐待防止に関する受付体制の充実に図ります。	
3-(3)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑦ 成年後見を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の行政計画等の策定推進において、市町村等が行う利用促進のための計画策定、中核機関の整備など地域連携ネットワークづくりに対して、専門職の派遣などの支援を行います。	・市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築を促進するための体制整備に向け、弁護士や社会福祉士などをアドバイザーとして市町村等に派遣するとともに、各自治体の課題の共有等を行う地区別意見交換会を開催しました。また、令和7年度から、これまで取組事例の共有や意見交換等を行っていた県域会議を協議会へ移行し、家庭裁判所、市町村や市町村社会福祉協議会、専門職団体等とともに、市町村単独では解決困難な課題について協議しました。	・引き続き、アドバイザーの派遣や会議の開催等により、市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築の促進を図ります。	3-6 成年後見制度利用促進基本計画を策定した市町村数
3-(3)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑧ 成年後見制度への正しい理解の促進や権利擁護の担い手の育成のため、本人や、家族・市町村・市町村社会福祉協議会など支援者の立場それぞれに応じた研修を引き続き行います。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、研修会や制度を周知するための講習会等を実施しました。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進が図られるよう、引き続き、研修会の開催や制度の周知を行います。	
3-(3)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑨ 策定した職員対応要領の適切な運営に努めるとともに、県職員による障害を理由とする差別を防ぎ、合理的配慮を的確に行うため、県職員に対する研修を実施します。	・新規採用職員研修において障害者差別解消法及び職員対応要領等を周知しました。 ・令和7年10月に知事務局、企業局、病院局の新任管理職向けの研修会をオンデマンド形式で実施しました。	・今後も千葉県職員が適切な合理的配慮を行うことができるよう、必要な研修等を実施します。	
3-(3)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑩ 障害のある人にとって最も身近な行政機関である市町村において、その職員による障害を理由とした差別が生じないよう、まだ職員対応要領を策定していない県内市町村に対し、職員対応要領の策定を呼び掛けます。	・会議等の場において策定を依頼し、適宜情報提供を行いました。令和8年4月時点で県内52市町村が対応要領を策定しています。	・引き続き、各市町村において対応要領が策定されるよう、情報提供等の支援を行っていきます。	3-5 職員対応要領を策定した市町村数
3-(4)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	① 障害を理由とした差別の相談窓口である広域専門指導員や地域相談員について、障害者差別解消法や障害者条例の周知とともに、関係機関や県民への広報に努めます。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	
3-(4)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	② 障害を理由とした差別の相談に適切に対応するため、広域専門指導員や地域相談員のより有効な活用方法を検討しつつ、研修等を通じた相談対応力の強化を図っていきます。また、様々な分野の差別相談にも対応できるよう、広域専門指導員、地域相談員及び市町村の連携強化に努めます。	・広域専門指導員の資質向上を目的とした連絡調整会議を年間11回開催し、事例検討や講師による講義等を実施しました。 ・市町村自立支援協議会等の会議に広域専門指導員が参加する等、市町村との連携強化に努めました。	・広域専門指導員等の研修を充実させ、相談対応力の強化を図っていきます。 ・引き続き、市町村との連携強化に努めます。	
3-(4)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある人の当事者団体や家族会等との連携の下、市町村における自立支援協議会等への相談支援アドバイザーの派遣を通じて、相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要性に応じた相談支援体制の整備を図ります。	・相談支援アドバイザーの派遣を11件行いました。	・引き続き、相談支援アドバイザーを自立支援協議会等へ派遣することにより、相談支援体制の整備等を支援します。	
3-(4)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援事業に従事する職員へ障害者虐待対応の知識及び技術の習得までの権利擁護の内容を含んだ研修を実施します。	・県又は指定事業者が開催する研修を通じて、障害者の虐待防止について講義を行いました。	・引き続き、研修の開催を通して、障害者虐待の未然防止、早期発見に取り組みます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(4)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑤ 障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう、必要な助言や情報提供を行い支援します。また、設置された地域協議会の役割が十分に果たせるよう、取組状況や課題等を把握するとともに、必要に応じて研修を実施するなど、支援を行います。	・障害者差別解消支援地域協議会が設置されるよう市町村に情報提供を行いました。令和7年4月に県内全市町村において地域協議会が設置されました。	・引き続き、各市町村において設置された地域協議会の活動が活性化されるよう、情報提供等の支援を行っていきます。	3-7 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数
3-(4)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 相談支援の現場等において意思決定支援の仕組みを理解し、意思決定に基づく障害福祉サービスが提供されるよう、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を開催するなどにより、周知・啓発を図ります。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
3-(5)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	① 手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員等の拡大を図っていきます。手話通訳技術のみならず、聴覚障害のある人の歴史・文化を理解し、社会情勢に応じた通訳が実施できるよう手話通訳者の養成に努めます。あわせて、現任の手話通訳者に対しても、今後、派遣依頼の増加により、通訳内容が多岐にわたり、より専門性の高い内容について通訳を求められる場合が出てくると想定されることから、様々な場面に対応できるよう、研修の実施等により技術向上を図ります。また、要約筆記者についても養成研修事業を着実に実施していくとともに、受講者を増やすために受講募集の周知を図ります。	・手話通訳者の養成については、レベル別の養成講座を実施しましたが、最終課程の修了者は52名でした。 ・要約筆記者についてもレベル別の養成講座を実施した結果、最終課程の修了者は9名でした。	・今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいくと共に、県ホームページ等を活用して養成講座の周知を図ります、	3-9 手話通訳者実養成講習修了者数 3-10 要約筆記者実養成講習修了者数
3-(5)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	② 手話通訳者及び要約筆記者養成研修に資するため、手話通訳者及び要約筆記者養成のための指導者育成を引き続き実施します。	・指導者育成のため、手話通訳者及び手話奉仕員の講師養成研修を実施しました。	・今後も引き続き、手話通訳・要約筆記の指導者養成に努めます。	
3-(5)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	③ 盲ろう者向け通訳・介助員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・県ホームページ等により、養成研修の周知を図りました。	・今後も引き続き、県ホームページ等を活用して養成研修の周知を図り、より多くの盲ろう者向け通訳・介助員の養成を図ります。	3-11 盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了者数 3-13 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用件数
3-(5)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	④ 点訳・朗読奉仕員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・点訳奉仕員については22名、朗読奉仕員については30名の受講があり、うち修了者はそれぞれ21名、22名でした。	・今後も周知に取り組むほか、より多くの受講者に課程を修了していただけるよう引き続き内容の充実に取り組んでいきます。	3-8 点訳・朗読奉仕員の養成人数
3-(5)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	⑤ 失語症者向け意思疎通支援者については、引き続き県で養成講習を行うとともに、市町村での派遣事業の実施について働きかけていきます。	・失語者向け意思疎通支援者育成のため、県言語聴覚士会へ委託し、養成研修を実施しました。	・養成研修の充実を図り、失語症の理解がさらに広がるよう取り組みます。	3-14 失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了者数
3-(5)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材の育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	⑥ 市町村域を越えた手話通訳者・要約筆記者の派遣や夜間・緊急時の派遣に円滑な対応ができるよう、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業を実施します。	・市町村域を越えた場合等、単独市町村での派遣が困難な場合に手話通訳者等の派遣に係る市町村間の連絡調整事業を行いました。	・今後も、手話通訳者等の円滑な派遣体制の整備及び充実の努めます。	3-12 手話通訳者・要約筆記者派遣実利用件数
3-(6)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	① 情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。手話言語等条例第11条に記載されているように、手話通訳者、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施した結果、合わせて373件の利用がありました。	・今後も、手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	
3-(6)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	② 手話言語等条例等の周知を図るため、チラシや冊子などの資料を活用し、広く県民への周知・啓発に努めます。	・手話学習冊子を作成し、市町村等に配布し、手話等の周知・啓発を行いました。	・今後も、手話言語条例等の普及啓発に努めます。	
3-(6)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	③ 手話が県民に身近なものとなるように、簡単な手話が掲載された学習用冊子を活用し、県民への浸透を図ります。	・手話学習冊子を作成し、市町村等に配布し、手話等の周知・啓発を行いました。	・今後も、手話が県民にとって身近なものになるように広報を継続します。	
3-(6)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	④ 県民が手話等を学ぶ機会を確保するため、県のホームページにおいて、手話を学ぶサークル等の情報を紹介し、学習機会の確保に努めるとともに、県の職員が手話等を学習するための研修を実施します。	・県職員向け手話講習会を開催しました。 ・県内公立高校2校に手話講師等を派遣し、生徒を対象に手話講座を実施しました。	・今後も、より多くの職員の理解が深まるよう、手話に関する情報発信や、県職員への講習を継続します。 ・学校の教職員や生徒に対し手話の普及啓発を図ると共に、聴覚障害者及び手話等に関する理解を深めていけるよう、手話講座を継続します。	
3-(6)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑤ 地域によって手話通訳者や要約筆記者の派遣に差異が生じないよう市町村へ働きかけるとともに、広域的な派遣を円滑に実施できるよう、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する市町村からの問合せに対しては、可能な限り地域ごとの差異が出ないようにすることを念頭に対応しました。	・今後も、市町村への働きかけを行うとともに、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	
3-(6)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑥ 障害特性に合ったコミュニケーションを支援するためにヒアリンググループ等のコミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等の関係機関に働きかけ、コミュニケーション支援の普及と、それが使える地域の環境づくりを目指します。	・コミュニケーション支援の普及のため、ヒアリンググループの庁内向け貸し出しを実施しました。	・今後も、ヒアリンググループの貸し出しを継続するとともに、コミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等に働きかけます。	
3-(6)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑦ 障害者ITサポートセンターや障害のある人向けのパソコン教室について、市町村に対し周知を図るとともに、点字や音声による広報等でも周知し、利用者・受講者の増加に努めることで、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の拡大を図ります。	・音声読み上げに対応している県ホームページ及び受託事業者のホームページにおいて周知を行いました。	・今後も、同様の方法で周知に取り組んでいきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
3-(6)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	危機管理政策課	⑧ 災害時の避難情報の伝達については、迅速な避難を促すため防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせ、障害の種別等に配慮した手段を用いることとします。また、避難所等での情報コミュニケーション支援の取組など、災害時の対応について市町村の取組を促します。	・令和7年10月16日に実施した九都県市合同防災訓練(実動訓練)において、市が主体となって実施する避難所運営訓練の中で、要配慮者(障害者等)の受入れ対応に係る訓練を行いました。 ・災害時の避難情報の伝達に当たっては、様々な手段を組み合わせる行うとともに、障害のある方を含む要配慮者の避難のポイント等について、関係団体に対して、研修等の場で周知を行いました。 ・防災情報のバリアフリー化を進めるため、視覚障害者等向け音声対応ハザードマップサービスを導入しました。	・引き続き、各種防災訓練において、障害者等に配慮した避難所運営等が実施できるよう、市町村の取組を促していきます。さらに、令和8年度は内閣府モデル事業「避難生活支援リーダー/サポーター研修」を野田市で実施する予定であり、避難所におけるコミュニケーション支援に繋げていきます。 ・引き続き、災害時の避難情報の伝達に当たっては、様々な手段を組み合わせる行うとともに、関係団体への周知を行うなど、障害のある方の迅速かつ適切な避難に繋がる取組を進めます。 ・令和7年度に導入した視覚障害者等向け音声対応ハザードマップサービスを基盤とし、在留外国人等の利便性向上に向けた多言語対応等を新たに展開します。	
3-(6)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑨ 視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図ります。	・聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、運営費の助成を行いました。	・今後も、国の要綱に基づきながら助成を継続します。	
3-(6)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑩ 視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人に対し、行政の職員などが障害のある人と情報のやり取りをする際にどのような配慮を行うべきか示すため定めた「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が幅広く活用されるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努め、障害特性に応じた必要な配慮を行うよう働きかけます。	・市町村から講師派遣依頼があった市町村職員向け研修において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配付し、必要な配慮を行うよう働きかけました。 ・「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」について、県のホームページに掲載し、広く周知しています。	・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知し、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者においても必要な配慮が行われるよう働きかけていきます。	
3-(6)-⑪	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑪ 放送事業者における緊急災害時のテレビ放送について、字幕や手話通訳の付与、テロップの読み上げ等、障害特性に配慮した情報提供の一層の充実がなされるよう、国に働きかけます。	・国の施策に対して、「聴覚や視覚に障害のある人に対する緊急災害時や選挙の際の情報保障」を要望しました。	・引き続き、障害者差別解消法の趣旨である共生社会実現のため、国に働きかけていきます。	
3-(6)-⑫	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	市町村課	⑫ 視覚障害のある人に選挙権の行使に必要な情報を提供するため、引き続き選挙公報の点訳版や音訳版を作成・配布します。また、障害特性に配慮した投票所のバリアフリーのほか、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	・参議院議員通常選挙および衆議院議員総選挙において、選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布しました。 ・投票所における障害者への便宜供与に努めるほか、不在者投票制度や代理投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう努めました。	・令和9年執行予定の千葉県議会議員一般選挙においても、引き続き選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布します。 ・引き続き、投票所のバリアフリー化や投票所における障害者への便宜供与が図られるよう、市町村に依頼します。	
3-(6)-⑬	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	報道広報課	⑬ 障害の有無にかかわらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、「千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針」に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティの向上に努めます。	・所属から公開承認を依頼された個々のページに対し、適切なウェブアクセシビリティ対応が施されているか審査を行いました。 ・ウェブアクセシビリティ方針の取組状況を確認するため、適合試験(定量的比較及びmiCheckerによる検証)を実施しました。	・適合試験結果及びウェブアクセシビリティ方針に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティのさらなる向上に努めます。 ・改正JIS規格へ対応します(高齢者や障害者等への対応の強化)。※次回改正に合わせ修正を行います。(令和8年度中にJIS改正予定)	
4-(1)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	子育て支援課 障害福祉事業課	① 疾病スクリーニングや支援手法に関する情報提供や研修等を行うことにより、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度向上が図られるよう支援します。また、ライフステージを通じた一貫した支援が受けられよう、保護者の理解を得た上で関係機関が健診結果等の情報を共有し活用することや、ライフサポートファイルの一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。	・市町村及び保健所、児童発達支援事業所等の職員を対象とした母子保健従事者研修会を開催しました。 ・研修会では、乳幼児の正常な成長発達と健診時におけるチェックポイントを小児科医師が講義し、研修対象者の資質向上の機会につなげました。 ・市町村を対象にライフサポートファイルの活用促進に向けた工夫や活用上の課題等について調査を実施し、県ホームページに結果を掲載することで活用の促進を行いました。	・引き続き、市町村が実施する乳幼児健康診査の資質向上につながるよう、母子保健従事者等に対する研修会を開催し、母子保健に関する最新の情報を提供していきます。 ・市町村におけるライフサポートファイルの活用について会議等の機会に周知するなど、活用の促進が図られるよう検討してまいります。	
4-(1)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	② 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。	・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に対し、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置やサービス提供や運営体制等に関する自己評価の公表を求め、実施状況を確認しました。	・引き続き、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に対し、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置やサービス提供や運営体制等に関する自己評価の公表を求め、実施状況を確認します。	4-1 児童発達支援事業所数 4-2 放課後等デイサービス事業所数
4-(1)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある子どもに対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害のある子どもの支援の質の底上げを図るため、地域障害児支援体制強化事業の活用など、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たった課題に関する意見を聴くとともに、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを活用するなど、地域の実情に応じた支援体制の構築を促します。	・市町村が実施する地域障害児支援体制強化事業に補助を行い、児童発達支援センターの機能強化等を支援しました。 ・地域の協議会における研修会や集団指導において、児童発達支援センターについての説明を行い、設置への働きかけを行いました。	引き続き、市町村に対する補助を実施するとともに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、機会をとらえて市町村に働きかけます。	4-3 保育所等訪問支援事業所数 4-4 児童発達支援センター設置市町村数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
4-(1)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用するなど、全ての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するよう働きかけます。	・地域の協議会における研修会や集団指導において、地域のインクルージョン推進を含めた児童発達支援センターの役割について説明を行いました。	・引き続き、全ての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するよう、機会をとらえて市町村や児童発達支援センター等に働きかけます。	
4-(2)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、事業所の現状を調査、把握し、在宅支援の環境整備に努めます。 特に、医療的ケアが必要な子どもとその家族等が、身近な地域で短期入所を利用できるよう、市町村や関係団体等への制度の周知を図るとともに、新規参入事業者の掘り起こしや事業所の開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。 また、強度行動障害など、行動上の課題がある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充を図られるよう検討します。	・医療型短期入所については、事業所を対象に開設支援(説明会開催、訪問支援、他施設視察、実技研修等)を実施した結果、5事業所の増設に繋がりました。	・引き続き、事業所を対象に開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	4-5 短期入所事業所数 (障害のある子どもを受け入れる事業所) 4-6 医療型短期入所事業所数
4-(2)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるよう、また、比較的低度の障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。	・障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4-7 居宅介護事業所数 (障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課 医療整備課	③ 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。	・県内のNICUや小児科病棟看護師等を対象に、在宅移行に向けた多職種連携による退院支援及び小児訪問看護の知識習得、家族支援等に関する研修を実施しました。基礎研修(3日間)の受講者数は18名、応用研修(2日間)の受講者数は16名でした。	・引き続き、県内のNICUや小児科病棟看護師等を対象に、在宅移行に向けた多職種連携による退院支援及び小児訪問看護の知識習得、家族支援等に関する研修を実施します。	
4-(2)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害のある子ども等が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネジャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者支援地域協議会を1回開催し、発達障害児者に対する支援の課題等について情報共有を行いました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる、研修・講座等を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・発達障害者支援地域協議会を開催し、地域支援機能の強化等について検討を行います。	
4-(2)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニング等を実施する地域自立支援協議会や児童発達支援センター等に対し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)が支援することにより、親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図ります。	・ペアレントトレーニングを実施する市町村及び事業所等に対し、その実施方法の説明等の支援を行いました。	・引き続き、市町村及び事務所等にペアレントトレーニングに関する支援を行います。	
4-(2)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑥ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。	・令和6年度と同じく63箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
4-(3)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。	・令和6年度と同じく63箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4-8 障害児等療育支援事業実施箇所数
4-(3)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・県発達障害者支援センターによりペアレントメンターの養成研修及び登録を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	
4-(3)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 相談支援専門員や児童発達支援センターの職員を対象として、教育機関等との連携も含めた、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。	・児童発達支援のための専門技術の向上のため、千葉県通園施設職員研究大会を委託開催しました。	・引き続き、障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施します。	
4-(4)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	① 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等支援センター「ぼらりす」を設置し、医療的ケアが必要な子ども等の支援を総合調整するコーディネーターを配置するとともに、様々な相談にワンストップで対応します。 また、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会において、全県的な課題を分析し、必要な対応を検討します。	・医療的ケア児等支援センターに、医療的ケアが必要な子ども等の支援を総合調整するコーディネーターを3名配置し、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行いました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターで、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行います。	4-13 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて支援人材の育成や地域の支援体制の構築を支援するとともに、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場が設置され、関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置されるよう働きかけます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、訪問看護師等を対象とした研修を実施しました。 ・協議の場の設置を働きかけ、令和7年度末までに全ての各市町村又は圏域で設置されました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを県内に配置しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修を実施するほか、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップを実施します。 ・市町村又は圏域での医療的ケア児等コーディネーターの配置について働きかけます。	4-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 4-14 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	③ 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が、身近な地域で短期入所を利用できるよう、市町村や関係団体等への制度の周知を図るとともに、新規参入事業者の掘り起こしや事業所の開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	・事業所を対象に開設支援(説明会開催、訪問支援、他施設視察、実技研修等)を実施した結果、5事業所の増設に繋がりました。	・引き続き、事業所を対象に開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	
4-(4)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	④ 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。	・医療機関の含む地域の事業者等へのコンサルテーションを実施しましたが、かかりつけ医等の養成のあり方検討は実施できませんでした。	・引き続き、医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
4-(4)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑤ 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に当たったの課題に関する意見を聴きながら、支援の在り方について検討します。	・主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、21事業所の開設となりましたが、未設置の圏域への新規開設はありませんでした。	・引き続き、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、機会をとらえて市町村に働きかけます。	4-11 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 4-12 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
4-(4)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑥ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。 また、医療型障害児入所施設や強度行動障害など、行動上の課題がある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方を検討します。 特に、県南部など地域資源の十分でない地域におけるサービス提供の在り方を検討し、その充実を働きかけていきます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	4-10 障害児入所施設数 4-15 福祉型障害児入所施設入所定員 4-16 医療型障害児入所施設入所定員
4-(4)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑦ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する千葉県千葉リハビリテーションセンターについて、県民ニーズに対応できる施設の整備に向け、令和5年度から、第1期工事となる外来診療棟の建設工事に着手しています。	・令和7年度は、令和5年度に着手した第1期工事(新外来診療棟の建設工事)を進めました。	・令和8年度は、引き続き、新外来棟供用開始に向けて工事を進めてまいります。	
4-(4)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑧ 在宅の強度行動障害など、行動上の課題がある子どもの支援については、短期入所事業所などの利用により家族の負担を和らげ、相談支援専門員が身近な地域の医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携を調整し、さらに千葉県発達障害者支援センター(CAS)や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」で育成した人材の活用等の地域支援体制の在り方について検討します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、15名を育成しました。(R7年度修了者15名中13名サポーター登録)	・引き続き、当該研修の修了者の活用を図るため、行動障害者支援サポーターとして登録し、希望する事業所に派遣を行い、指導・助言等を行います。	
4-(4)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	子育て支援課 障害福祉事業課	⑨ 障害のある子どもが円滑に保育利用できるようにするため、優先利用の基本的な考え方を周知し、市町村の利用調整における「子どもが障害を有する場合」の優先度について、検討・運用を促します。	・市町村担当者会議(web開催)で周知を行いました。	・市町村担当者会議(web開催)等で周知を行いました。	
4-(5)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。	・障害のある児童生徒の一貫した支援を図るために、専門家から意見聴取や助言を得る機会を設け、関係機関と連携した教育相談と支援体制を構築するとともに、就学後もフォローアップを行いました。	・障害のある児童生徒の一貫した支援を図るために、継続して、医師や大学教授等の専門的な知識をもった専門家を教職員研修会や事例検討会等に派遣します。また、関係機関と連携を図ります。	
4-(5)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	② 幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	・特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」作成や活用について、周知を図りました。また、教育関係者から両計画の作成や活用について、指導助言を受ける機会を設けました。	・特別支援教育コーディネーター研修会において継続して、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用について、周知を図り、丁寧な就学相談、就学事務に努めます。	
4-(5)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	③ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、特別支援学校による通級による指導の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。	・特別支援学校の専門性を生かし、地域の小中学校等で通級による指導を実施したり、指導者への助言や研修会を開催したりしました。教育相談を通して、特別な支援を必要とする子どもが地域で支援を受けられるように、助言しました。	・引き続き、特別支援学校におけるセンター的機能を生かして、通級による指導の充実を図るとともに、地域の小中学校の指導者への助言や研修会を開催する等、支援を行います。	
4-(5)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	④ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。	・交流及び共同学習(居住地校交流・学校間交流)を学校の教育活動に位置付け、計画的に取り組んだり、地域へのボランティア活動やバラスポーツ等を通じた交流を促したりしました。	・引き続き、交流及び共同学習を継続的、計画的に実施するとともに、地域や学校行事への参加、バラスポーツ等を通じた交流を推進しながら、より障害のある児童生徒への理解を深めていきます。	
4-(5)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑤ 一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。	・各学校等において保護者に対し、合理的配慮の提供について情報提供を行い、合理的配慮の申出ができるようにしました。 ・合理的配慮事例集(小・中学校)の事例を追加しました。	・特別支援教育コーディネーター研修会や通級指導者を対象にした協議会等においても、継続して合理的配慮への理解啓発を行っていきます。 ・合理的配慮事例集(高等学校)の事例を追加し、内容を充実させていきます。	
4-(5)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑥ 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置により、小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の専門性を生かし、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。	・特別支援アドバイザー21名を配置し、小・中学校等の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援のあり方などについて、助言・援助を行いました。 ・県立学校に特別支援教育支援員の配置を行い、障害のある生徒への支援を行いました。	・引き続き、県内5教育事務所に特別支援アドバイザーを配置するとともに、児童生徒の支援を行う特別支援教育支援員のニーズを把握し、適切に配置します。	
4-(5)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑦ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等と保健・医療・福祉などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不対応の個別のケースについて、利用する児童発達支援や放課後等デイサービスと情報を共有し、専門性が高い相談機関や児童発達支援センターなど関係機関と連携して解決を図ります。	・県立特別支援学校のセンター的機能や連絡協議会を活用し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携してきました。 ・高等学校に専門家チーム委員を派遣し、支援の充実を図りました。	・継続して、関係機関と連携を図り、幼児児童生徒の教育的ニーズに対応していきます。 ・特別支援教育コーディネーター連絡会等で必要な情報提供を行い、小、中学校、高等学校の引継ぎや連携の充実を図ります。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
4-(5)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑧ 障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。	・情報教育連絡会等を年2回開催し、学習活動におけるICT機器を活用した授業の推進を図り、タブレット端末を723台配置しました。遠隔教育の普及・促進を目指して作成した「遠隔による自立活動の指導スタートガイド」の活用について周知を図りました。	・引き続き、情報教育連絡会における研修や好事例の共有を図ったり「スタートガイド」を活用したりして、ICT機器を活用した教育の普及促進、指導の充実を図ります。	
4-(5)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑨ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を一層進めるとともに、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。	・5年度末に作成し全校に配布した、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と両計画を活用した引継ぎQ&Aを各種研修会等で周知し、両計画の活用を推進しました。 ・幼稚園や高等学校を対象とした特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、資質の向上を図る機会を設けました。	・継続して、教育事務所による指導訪問や各種研修会等を通じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と計画を活用した引継ぎQ&Aの周知を図り、個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成と活用を推進していきます。 ・継続して、特別支援教育コーディネーターのニーズに応じた研修を企画・立案するとともに、オンラインでの研修、体験型研修等、研修の場所や研修形態を工夫し、資質の向上を図っていきます。	4-17 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合 4-18 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が引継ぎに活用された児童等の割合
4-(5)-⑩	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	児童生徒安全課	⑩ いじめ問題や不登校については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、千葉県子どもと親のサポートセンターや千葉県総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実を図ります。	・協議会における説明や資料配付、講話等により、障害のある人に対するいじめ・不登校の問題に関する理解が一定程度深まりました。 ・資料「あなたはどうかおもちますか?」を作成し、すべての学校に配付することで、一人一人の教職員が、障害のある児童生徒への対応について振り返り、自己の指導を点検することができました。 ・障害のあることにも対する教育の充実のため、一人ひとりの障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実に関して、行政説明・資料配付等を通してその共通理解を図りました。 ・国や県の施策の動向を踏まえ、喫緊の課題となっている人権問題について、対応のポイントや詳細資料にアクセスできる二次元コードを掲載した学校人権教育指導資料を作成し、県内の全教職員にデータ配付しました。 ・発達障害の可能性がある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、いじめ問題や不登校等の課題を抱える児童生徒への対応について、複数の学校種の情報共有を踏まえた生徒指導推進研究協議会の開催や、いじめ防止対策、自殺防止対策、不登校児童生徒への支援に関する研修を実施しました。 ・子どもと親のサポートセンターや関係機関等と連携し、研修の充実や「不登校児童生徒支援チーム」 ・スクールカウンセラーは、小・中・高校の全校配置に加え特別支援学校に5校配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについては、拠点校や教育事務所への配置を10名増員し、様々な課題を抱える児童生徒・保護者への支援の充実を図りました。	・今後は、市町村教育委員会等との連携を一層強化するとともに、教職員の実践的な対応力向上を図ります。 ・学校人権教育指導資料による研修や校内支援体制を整備し、いじめの早期発見・早期対応や不登校支援につなげる取組を推進していきます。 ・令和7年度いじめ未然防止事業の成果を学校に広めるための取り組みを行います。 ・発達障害の可能性がある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒への学校の対応力向上のため、関係機関等と連携し、その専門的知識の活用を推進するとともに、管理職、中堅教諭、若手教諭など、それぞれの段階に応じた教職員等の研修の充実にも努めます。 ・スクールカウンセラーについては、特別支援学校の対応のため2名増員し、スクールソーシャルワーカーについても引き続き学校種を問わず支援できる体制としました。引き続き児童生徒が学校生活を安心して送れる環境づくりを進めます。	
4-(5)-⑪	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑪ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実します。また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、嚥下障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実を図ります。 また、特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、ICTを活用した遠隔教育や訪問教育の充実に努めます。	・安全で確実な医療的ケアの実施に向け、看護師研修及び医療的ケア基本研修を実施しました。看護師研修では第1回に141名、第2回に80名が参加し、緊急時対応や呼吸器等の医療機器の扱いについて実技研修を行いました。 ・特別非常勤講師配置事業により事例検討等の研修を実施し、児童生徒の障害の重度・重複化に対する教員の専門性の向上を図りました。	・引き続き、医療的ケア基本研修及び看護師研修を実施します。看護師研修では対象者へのアンケートを行い、ニーズに応じた研修内容を検討し実施していきます。 ・引き続き、特別非常勤講師配置事業を活用し、教員等の専門性向上を目指します。	
4-(5)-⑫	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	学習指導課	⑫ 障害のある生徒の県立高等学校の入学選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意します。	・障害のある生徒の県立高等学校の入学選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意して適切に入学選抜を実施しました。また、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置として特別配慮を実施しました。	・障害のある生徒の県立高等学校の入学選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう引き続き十分に留意します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
4-(5)-⑬	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	教育施設課 特別支援教育課	⑬ 特別支援学校の過密の状況、児童生徒数の動向などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。	・(仮称)千葉地区特別支援学校の実施設計及び改修工事、(仮称)葛南地区特別支援学校の実施設計及び改修工事、(仮称)君津地区特別支援学校の実施設計、流山地区特別支援学校の基本設計、松戸特別支援学校増築棟の実施設計、印旛特別支援学校仮設教室棟の増築工事等を行いました。 ・通学用スクールバスについては、引き続き、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討した上で、運行します。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」は前期計画の中間評価を実施して、後期計画を策定し、引き続き、整備を進めてまいります。 ・今後も通学用スクールバスについては、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討した上で、運行します。	
4-(5)-⑭	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑭ 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、適切なアセスメントに基づく個別の移行支援計画の作成と活用を図り、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、高等教育、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。	・進路指導主事及び就労支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、各校担当者間や関係機関等との情報共有及び連携を深めました。特別支援学校教員企業研修については19校の教員19名が実施し、卒業後の支援に係る教員の専門性向上を図りました。	・引き続き、障害者就業・生活支援センターや中核地域生活支援センター等の就労関係機関と連携し、卒業後の生活を見据えた指導や就労支援のさらなる充実を図ります。特別支援学校教員企業研修、企業と特別支援学校をつなぐセミナーを実施し、労働関係機関との連携強化を図ります。	
4-(5)-⑮	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑮ 「多様な学びの場」を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められるとともに、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要なことから、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。あわせて、特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に努めます。	・総合教育センター主催で32の特別支援教育に関する研修を実施しました。また、県立特別支援学校の校内研修の一部で小・中・高等学校の教員の参加を受け付け、実施しました。千葉県教育委員会免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭の免許状取得率の向上を図りました。	・引き続き、総合教育センター主催研修や県立特別支援学校の校内研修について一層の周知を図り、小・中・高等学校教員の特別支援教育に係る知識・技能の向上を目指します。	4-20 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率
4-(5)-⑯	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	子育て支援課 特別支援教育課	⑯ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、通常の学級担任をはじめ全教職員の障害の理解促進、障害等へのアセスメントや学校・学級経営、関係機関との連携などのマネジメント能力の向上、障害のある子どもへの対応など、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等においても障害児保育に関する研修の充実を図ります。	・保育士等キャリアアップ研修事業における「障害児保育」の分野において、以下の研修を実施しました。 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価 ・放課後児童支援員認定資格研修及び放課後児童支援員資質向上研修において、放課後児童クラブに勤める支援員向けに障害のあることにも関する研修を実施しました。 ・通常の学級担任をはじめ全教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の講師として、小・中学校等の要請に応じて、特別支援アドバイザーを派遣し専門性の向上を図りました。	・7年度と同様に、保育士等キャリアアップ研修事業における「障害児保育」の分野において、以下の研修を実施します。 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価 ・令和7年度に引き続き、放課後児童支援員認定資格研修及び放課後児童支援員資質向上研修を実施します。 ・継続して、小・中学校等の要請に応じて特別支援アドバイザーの研修等派遣を行います。 ・管理職にも研修への積極的な参加を促していきます。	
4-(5)-⑰	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	障害福祉事業課	⑰ 特別支援学校等への通学に関する状況を調査、把握し、あわせて、移動支援については、福祉施策と教育施策との連携の在り方を検討します。	・教育庁が主催する医療的ケア課題検討会議において、令和7年度モデル事業等の通学支援について、課題検討を行い、通学支援体制の充実を図りました。	・引き続き、医療的ケア課題検討会議等において、諸課題等について検討を行います。	
4-(6)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	子育て支援課	① 新生児聴覚検査について、全ての子どもが受検できる体制を継続できるように保護者への啓発に引き続き努めます。	・千葉県では、県内すべての市町村で新生児聴覚検査を公費負担で受検できる体制を整えています。 また、保護者向けのリーフレットを作成し、市町村が保護者へ母子健康手帳等を交付する際に、検査の必要性や受検の流れ等を啓発しています。 令和7年度 リーフレット配布枚数 43,735枚 (参考) 令和6年度 出生数 33,763人	・引き続き、新生児聴覚検査に係るリーフレットの配布を行い、保護者に対する受検の重要性等を周知啓発していきます。	
4-(6)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	障害福祉事業課 特別支援教育課	② 聴覚に障害のある子どもを含む難聴児が適切な支援を県内のどの地域でも受けられるよう、難聴児支援に関わる人たちへの知識の周知に努めるとともに、市町村と情報共有を図りながら、児童発達支援センターと特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を進め、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保を図ります。	・千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎねっと)を年3回開催し、市町村教育委員会及び各学校、医療機関や療育機関が連携し、聴覚に障害のある幼児児童生徒の支援の充実を目指しました。	・引き続き、千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会等を通して、各関係機関のより密な連携及び適切で十分な支援の充実を図っていきます。「きこえとことばの基礎講座」等の研修会を実施し、指導・支援に関わる担当者の専門性向上を図っていきます。	
4-(6)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	特別支援教育課	③ 聴覚障害教育の専門性向上の観点から、聴覚に障害のある人に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高めるため、免許状単位取得に向けた認定講習の優先受講や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等における研修の受講促進を図ります。	・千葉県教育委員会免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭の免許状取得率の向上を図りました。	・引き続き、千葉県教育委員会免許法認定講習を実施し、聴覚障害教育に携わる教員の受講や単位習得を促したり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等における研修の周知を図ったりしていきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
4-(6)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	特別支援教育課	④ 難聴児が地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組や、小学校等での障害のある人及び特別支援教育の理解促進に向けた取組を行います。	・千葉県聾学校等の特別支援学校の専門性を生かし、小学校等で指導を担当する教員への研修や、児童生徒の通級による指導などのセンター的な役割を果たしました。 ・通級指導者等協議会を開催し、県内の通級による指導を担当する教員が情報共有を行う機会を設定しました。	・継続して、特別支援学校におけるセンター的機能を生かして、難聴児が地域で切れ目ない支援を受けられるよう通級による指導等の充実に努めています。 ・継続して、聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会の周知や各種研修会等で専門性向上に向けた情報提供の機会を設定していきます。	
4-(6)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	障害者福祉推進課	⑤ 身体障害者手帳の交付対象にならない、軽度・中等度の難聴児の健全な発育やコミュニケーション能力の取得を促進するため、軽度・中等度の難聴児を対象に市町村が行う補聴器購入費の助成事業に対し、引き続き、市町村が負担した費用の一部を助成していきます。また、当事業を県内全ての市町村で実施できるように、未実施の市町村に働きかけていきます。	・難聴児の健全な発育やコミュニケーション能力の取得を促進するため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施しました。	・今後も、助成事業を継続し、内容の充実に努めるとともに、県内全ての市町村で実施できるように、未実施の市町村に働きかけていきます。	
5-(1)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 計画相談支援においては、相談支援専門員による利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施などが重要であり、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう取り組みます。 また、相談支援専門員一人が対応できる適正な利用者の数などを踏まえた十分な配置ができるよう、国に対して報酬の見直し等の措置を講じるよう強く求めるとともに、デジタル技術を用いた情報共有や現場における業務の効率化などにより、質の高い相談支援につなげます。	・相談支援従事者等への研修の実施により、サービス等利用計画の適切な作成と適用に係る講義を行いました。 ・国に対して、事業者が安定的な事業運営が行えるよう、報酬決定や、障害福祉分野のサービスに従事する職員の処遇改善について要望を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。 ・計画相談支援事業所に対する報酬等について、引き続き国に対して要望を行います。	5-1 計画相談支援従事者数
5-(1)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 入所・入院している障害のある人やその家族のニーズに沿った情報提供ができるよう、地域移行支援の利用を促進するとともに、自立生活援助などのサービスを活用した支援を推進します。	・相談支援従事者への研修の実施により、説明を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。	
5-(1)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 各市町村協議会が、地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。	・相談支援アドバイザーの派遣を11件行いました。	・引き続き、相談支援アドバイザーを自立支援協議会等へ派遣することにより、相談支援体制の整備等を支援します。	5-11 千葉県相談支援アドバイザー派遣事業
5-(1)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの全市町村への設置を進め、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの役割と、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村の相談支援体制の強化を図るとともに、国に対して、基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。 また、基幹相談支援センター等において地域の相談支援に関する指導的な役割を担うことができる人材を養成するため、主任相談支援専門員研修を実施します。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センターの設置及びその役割に関する説明を行うとともに、相談支援アドバイザーを派遣し、基幹相談支援センターの機能強化等の助言を行い、令和7年度中に基幹相談支援センターが全市町村に設置されることとなりました。 ・地域の相談支援従事者への指導者を養成するため、市町村からの推薦者に対する主任相談専門員研修を実施しました。	・引き続き、市町村に対して、基幹相談支援センターの機能の充実等が図られるよう支援します。 ・引き続き、主任相談専門員研修を実施します。	5-2 特定相談支援事業所所在市町村数 5-3 一般相談支援事業所所在市町村数
5-(1)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑤ 介護支援専門員を対象とする障害福祉サービスに関する研修の実施、市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設や連携、基幹相談支援センターの設置促進による機能強化などを含め、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。	・市町村等に対し、基幹相談支援センターの設置及びその役割に関する説明を行うとともに、相談支援アドバイザーを派遣し、基幹相談支援センターの機能強化等の助言を行いました。	・引き続き、市町村等に対して、基幹相談支援センターの機能の充実等が図られるよう支援します。	5-4 基幹相談支援センター設置市町村数
5-(1)-⑥	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 障害のある人の権利擁護を推進するため、意思決定支援ガイドラインを踏まえた利用者本位の支援、計画相談に係るモニタリングの機会を活用した虐待の早期発見と市町村との連携の重要性について、相談支援事業所に対する周知を図ります。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し、38名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
5-(1)-⑦	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑦ 意思疎通支援事業(市町村地域生活支援事業)の活用など、当事者団体や専門機関等と協力して、視覚障害、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害のある人、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに障害のある人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりに取り組みます。	・相談支援従事者等への研修の実施により、相談支援を受けやすくするための環境づくりについて説明を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。	
5-(1)-⑧	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑧ 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村に向けた地域支援体制整備に係る研修や事業所の困難事例支援など、地域支援機能の強化等を行います。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催します。 ・引き続き、発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施します。	5-5 発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む) 5-6 発達障害者支援地域協議会の開催回数 5-8 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 5-9 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 5-10 発達障害者支援センター運営事業
5-(1)-⑨	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑨ 高次脳機能障害のある人への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保・明確化し、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築を目指します。ネットワークにおいては、精神科領域との連携強化を図るべく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、高次脳機能障害の支援体制の充実に図ります。	・支援拠点機関を1か所、地域支援拠点機関を3カ所設置し、支援コーディネーターを中心に機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、研修を開催しました。	・高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、県内4カ所に高次脳機能障害者支援センターを設置するとともに、支援コーディネーターを配置します。 ・センターにおいて専門的な相談支援や情報提供、普及啓発を行います。支援者等への研修の実施や関係機関と連携することでネットワークの拡大、強化を目指します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
5-(1)-⑩	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑩ 対象者や分野を越えた福祉の総合相談支援機関である中核地域生活支援センターを県内13箇所に設置し、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱えた人、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた人及び広域的な調整が必要な人等、地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止めるアウトリーチ型、寄り添い型の相談支援を行います。	・対象者や相談内容を限定しない福祉の総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」を県内13か所に設置し、令和6年度の相談延件数68,693件でした。令和7年度の相談延件数については、5月下旬頃判明見込です。	・引き続き、対象者や分野を超えた相談支援を行えるよう、中核地域生活支援センター安定的な運営に努めます。	
5-(1)-⑪	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑪ 様々な要因により地域社会や家族から孤立し、相談支援機関やサービスの利用につなげていない障害のある人や障害が疑われる人、複合的な課題を抱える人等に対する理解の普及や相談支援について、市町村、中核地域生活支援センター及び関係機関の連携支援に取り組みます。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の役割等に関する説明を行ないました。	・引き続き、市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行うとともに、その機能、役割、機能強化について周知していきます。	
5-(1)-⑫	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑫ 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人など福祉的支援を要すると認められる人を、保護観察所からの依頼により、出所・出院後直ちに必要な福祉サービスにつなげるため、地域生活定着支援センターを設置して、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認や、受入先施設等のあっせん等を行います。 また、受入施設へのフォローアップや出所・出院後の福祉サービスの利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。	・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者475人(7年度新規32人)の支援に取り組みました。	・矯正施設等を出所・出院した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き、地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。	
5-(1)-⑬	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑬ 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人に限らず、社会復帰に当たり何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設と中核地域生活支援センターが連携し、出所・出院後から安定した地域生活を送ることができるよう、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりを進めます。	・中核地域生活支援センター等と連携し、矯正施設等の出所・出院予定者計25人の支援に取り組みました。	・矯正施設等の出所・出院者が安定した地域生活を送ることができるよう、引き続き、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりに努めます。	
5-(1)-⑭	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑭ 障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポーターが支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へつながるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・ピアサポーター養成研修を開催し、49名が修了しました。 ・県が実施している養成研修の内容や、福祉人材センター・バンクWEBサイト「福祉のお仕事」を利用した職業紹介の仕組みについての広報を行いました。	・引き続き、障害者ピアサポーター養成研修を開催します。 ・引き続き、県が実施している養成研修の内容や、福祉人材センター・バンクWEBサイト「福祉のお仕事」を利用した職業紹介の仕組みについての広報を行います。	5-7 ピアサポートの活動への参加人数
5-(2)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	① 相談支援専門員の確保や定着を図るため、育成ビジョンを明確にした上で、各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果のより一層の向上を図ります。また、研修を効率的に実施するため、企画・運営の外部団体への委託等について検討します。	・相談支援専門員等への研修について、現場での実践者等との協議を行い、効果的な研修づくりに取り組みました。 ・研修を実施する事業者の指定及び専門的な研修の外部委託を行い、研修を開催しました。	・引き続き、相談支援専門員等への研修について、現場での実践者等との協議を行い、効果的な研修となるように努めます。 ・引き続き、研修を効果的に開催するため、研修を実施する事業者の指定及び外部委託を行います。	
5-(2)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	② 全ての人が障害の特性に応じた相談支援が受けられるよう、専門コース別研修等により相談支援専門員等の専門性の向上に取り組むとともに、主任相談支援専門員研修を実施し、地域の相談支援における指導的立場にある相談支援専門員の確保に努めます。	・既存の専門コース(発達障害、精神障害、障害児、意思決定支援)に加えて、令和7年度は新たな専門コース(就労支援)の研修についても、委託により実施しました。 ・市町村より、地域での指導者となる人材を推薦いただき、主任相談支援専門員研修を実施しました。	・引き続き、専門コース別研修を、委託により実施します。 ・引き続き、主任相談支援専門員研修を実施するとともに、過去の研修修了者に県の研修講師として関わっていただくなどにより、地域の相談支援における指導者の育成に努めます。	5-12 計画相談支援従事者数 5-13 相談支援専門員の養成数 5-14 相談支援専門コース別研修事業 5-15 相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数 5-16 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修
5-(2)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある人のニーズの多様化に対応するとともに、意思決定支援ガイドライン等を踏まえた利用者本位の相談支援が行われるよう、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの担い手として、相談支援専門員等の資質の向上に取り組みます。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し、38名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
5-(2)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援専門員と介護支援専門員とが相互に連携し、共通の理解の下で高齢期の障害のある人の支援に当たれるよう、介護支援専門員に対する研修の機会を確保し、両方の資格を有する人材の拡大に努めます。	・相談支援専門員への研修により、介護支援専門員も含めた受講者に対し研修を実施しました。	・引き続き、相談支援専門員への研修を行い、介護支援専門員も含めた受講者の人材育成に取り組んでいきます。	
5-(2)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	⑤ 地域において安定的に相談支援体制を維持していくことのできる財源を確保することができるよう、国に対して報酬制度の見直し等十分な財政措置を講じるよう求めます。	・国に対して、事業者が安定的な事業運営が行えるよう、障害者施設等の支出増加の実態を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施することや、障害福祉分野のサービスに従事する職員について更なる処遇改善を図ること等の要望を行いました。	・相談支援事業所に対する報酬等について、引き続き国に対して要望を行います。	
5-(3)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 医療的ケアを要する障害のある子ども等が適切な支援につながるよう、地域における医療・福祉資源に関する情報を、市町村や地域相談支援機関に提供・周知します。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
5-(3)-② 【4-(4)-②再掲】	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて支援人材の育成や地域の支援体制の構築を支援するとともに、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場が設置され、関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置されるよう働きかけます。(再掲)	・医療的ケア児等支援センターにおいて、訪問看護師等を対象とした研修を実施しました。 ・協議の場の設置を働きかけ、令和7年度末までに全ての各市町村又は圏域で設置されました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを県内に配置しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修を実施するほか、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップを実施します。 ・市町村又は圏域での医療的ケア児等コーディネーターの配置について働きかけます。	5-17 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
5-(3)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	③ 障害の可能性が見込まれる子どもが適切な療育につながるよう、相談支援専門員と児童発達支援センターや障害児等療育支援事業関係者、子ども・子育て支援事業者、特別支援教育コーディネーターなどとの発達段階に応じた連携について、関係機関に働きかけます。	・市町村への説明会等で基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備に関する情報提供を行い、関係機関との連携や地域の体制づくりに取り組みました。 ・事業者に対する集団指導において、関係機関との連携の重要性について働きかけを行いました。	・引き続き、基幹相談支援センター及び地域生活拠点等の設置等に向けた支援を行い、その役割についても周知を図っていきます。 ・引き続き、事業者に対する集団指導等を通じて、関係機関との連携について働きかけを行います。	
5-(3)-④ 【4-(4)-④再掲】	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。(再掲)	・医療機関を含む地域の事業者等のコンサルーションを実施しましたが、かかりつけ医等の養成の在り方検討は実施できませんでした。	・引き続き、医療機関を含む地域の事業者等のコンサルーションを実施します。	
5-(3)-⑤ 【4-(3)-②再掲】	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。(再掲)	・県発達障害者支援センターによりペアレントメンターへのフォローアップ研修を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレントメンターへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	5-18 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者) 5-19 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者) 5-20 ペアレントメンターの登録者数
6-(1)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課 産業人材課	① 企業や公的機関、地域における、精神障害や発達障害等、障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。 障害のある人の意思を尊重した働き方を実現するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の充実や相談支援専門員の資質向上を図るとともに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの関係機関と連携し、適時のアセスメントができる体制の充実を図ります。 障害のある人が安心して働き続けられるよう、就労先での労働条件等の権利擁護に関して、相談支援体制の強化を図ります。	・サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への研修を開催し、資質の向上に努めました。 ・県発達障害者支援センターによる企業等へのコンサルテーションを実施しました。 ・障害者就業・生活支援センターに配置している企業支援員を3名増員し、関係機関と連携しながら、障害特性に応じた環境整備や雇用管理等の相談助言を行いました。	・引き続き、相談支援専門員の研修を開催し、資質の向上に努めます。 ・引き続き、県発達障害者支援センターによる企業等へのコンサルテーションを実施していきます。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのさらなる連携により、障害特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。	
6-(1)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	② 一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上、積極的な企業での実習や求職活動等の支援体制の強化を図ります。 また、就労継続支援事業所の工賃(賃金)向上計画の有効性評価のほか、会計や安全衛生等の各種研修を実施するなど支援体制の強化に努めます。 特別支援学校をはじめとした教育機関、特例子会社や障害者雇用を進めている企業などと各種支援機関との連携強化を図るためのネットワークの構築を進め、就労に向けた情報の共有を進めます。	・就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上を図りました。また、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修を実施するなど支援体制の強化に努めました。	・引き続き、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上を図ります。また、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修を実施する等、支援体制の強化に努めます。	6-1 就労移行支援事業の利用者数 6-6 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 6-7 就労移行支援事業の一般就労への移行者数 6-8 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6-9 就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数 6-10 就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数 6-13 就労支援部会の設置市町村数 6-15 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 6-16 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 6-17 公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
6-(1)-③ 【2-(1)-⑩再掲】	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	③ 就労定着を図るため、就労定着支援事業所と関係機関との連携などによる支援の好事例等を周知し、就労定着支援事業所の支援の質の向上を図ります。 また、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を促進します。(再掲)	・障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援を実施しました。 ・障害者就業・生活支援センター等の支援機関が企業等を訪問するなどにより、障害者の就職後の定着支援を行いました。	・引き続き、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を図ります。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センター等の支援機関における定着支援の充実に努めます。	6-11 就労定着支援事業利用者数 6-12 就労定着支援事業所のうち、利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所の割合
6-(1)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	④ 県立障害者テクノスクールにおいて、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図ります。また、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会を確保を推進します。	・県立障害者テクノスクールのWebデザインやCADなどの6つのコースにおいて、就職に必要な知識や技能の習得に向けた職業訓練を実施しました。 ・民間企業や社会福祉法人等の機関への委託により、障害のある人の多様なニーズを踏まえ、パソコン技能や作業実務等の職業訓練を実施しました。	・引き続き、県立障害者テクノスクールや様々な委託先機関を活用した職業訓練を実施し、障害のある人が必要な知識や技能を習得して就職できるよう効果的な職業訓練機会の確保に努めます。	6-2 障害者テクノスクール修了者の就職率 6-14 障害者委託訓練修了者の就職率
6-(1)-⑤	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	人事課 管財課 障害福祉事業課 産業人材課 建設・不動産業課 総務企画課 経営管理課 教育総務課 警務部警務課	⑤ 民間企業における雇用及び職域が拡大するよう関係機関と連携して働きかけるほか、県内公的機関における障害のある人の雇用を促進します。 なお、県においては、障害者雇用促進法に定める障害者活躍推進計画に基づき、職域開拓の取組を進め、職員として採用するとともに、その能力や適性を十分発揮し、生きがいを持って働ける職場環境づくりのための取組を推進します。また、入札参加資格の登録において、障害者雇用率達成企業に対し優遇措置を実施します。	・令和7年4月に「第2期千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「第2次千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」を策定し、本計画に基づき各取組を実施しました。 【計画期間】 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間) 【主な取組】 ○推進体制 ・障害者雇用推進連絡調整会議を開催しました。 ・障害のある職員が参画する「障害者雇用推進のための職場改善チーム」を設置し、会議を開催しました。 ・障害のある職員を対象とした職場満足度等に関するアンケートを実施しました。 ○職務の選定・創出 ・配置及び担当可能な業務等を検討するため、職域調査を実施しました。 ○環境整備・人事管理 ・令和7年6月現在、障害者実雇用率(法定雇用率) 知事部局 3.02%(2.8%) 企業局 2.96%(2.8%) 病院局 3.07%(2.8%) 教育委員会 2.82%(2.7%) 警察本部 3.04%(2.8%) ・障害のある方を対象とした千葉県職員採用選考審査を実施し、令和7年度に14名採用しました(警察本部1名含む。) ・令和7年度は新たに難病のある方を対象とした千葉県職員採用選考審査を実施しました。 ・個々の職員の状況に応じ、職場における定期的な面談等を通じた合理的配慮の提供等を行いました。 ・物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点をしました。 ・障害者就業・生活支援センターに配置している企業支援員を3名増員し、関係機関と連携しながら、障害特性に応じた環境整備や雇用管理等の相談助言を行いました。 ・入札参加資格の登録において、法定雇用率を達成している企業に対し優遇措置を実施しました。 ・会計年度任用職員の学校技能員や調理員については、160名採用しており、パートナーズオフィスやクリーンメイトセンターでは、147名を採用しています。 ・教育総務課内に「相談窓口」を設置するとともに相談員10名を配置し、障害のある職員へのサポート体制を充実し、働きやすい職場づくりに努めるなど、積極的な定着支援に取り組んでいます。 ・本県において実行可能な職域拡大を検討するため、他の都道府県の障害者雇用の状況を把握するなど情報収集に努めました。	・「第2期千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「第2次千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」に基づき、各取組を進めていきます。 【第2期プラン主な取組】 ○体制整備 ・相談員によるプッシュ型支援 ・障害のある職員を対象としたアンケート実施 ○職務の選定・創出 ・職域調査の実施 ・集約型オフィスの設置・拡充 ○環境整備・人事管理 ・デジタル技術の活用による情報保障の推進 ・障害の理解促進に向けた研修の実施 ・障害のある職員の積極的な採用 ・キャリア形成の支援 【第2次計画主な取組】 ○体制整備 ・障害のある職員を対象としたアンケート実施 ・外部の関係機関との連携 ○職務の選定・創出 ・特性、能力、希望等を考慮した適正な人事配置 ・業務遂行状況や業務習熟状況に応じた業務の選定及び創出 ○環境整備・人事管理 ・面談・アンケート等による必要な配慮等の把握 ・多様な相談先の確保と周知 ・障害の理解促進に向けた研修の実施 ・キャリア形成の支援 ・今後も物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点を行います。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、民間企業における雇用促進及び職域拡大を図ります。 ・引き続き実施します。(引き続き、令和8・9年度の資格者名簿の評価項目とした。) ・パートナーズオフィスやクリーンメイトセンターの会計年度任用職員については、年間を通じて募集を行っており、今後も、ハローワークに加え、障害者就業・生活支援センターや障害者テクノスクール、県立特別支援学校等の協力を得ながら、募集活動を行っていきます。 ・所属職員等への研修を行うとともに、相談員による定期的な職場訪問など相談体制を充実することで、定着に向けた細やかなサポートに取り組んでいきます。 ・他の都道府県の雇用状況について把握し、民間企業等における雇用について参考にするなど、引き続き情報収集に努めます。	6-3 従業員40.0人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 6-4 従業員40.0人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数 6-5 障害者雇用率を達成した公的機関の割合

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
6-(2)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課 産業人材課	① 障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16箇所)に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練のあっせんなどを行い、精神障害や発達障害等、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。また、各障害者就業・生活支援センターの取組内容について随時確認し、提供される支援の質の確保に努めます。	・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16か所)に設置するとともに、各種会議等を通じて様々な分野の関係機関との情報共有や意見交換等を行うなど連携し、支援の質の向上及び確保に努めました。	・引き続き、関係機関との連携を強化し、障害のある人の支援の質の確保に努めます。	6-18 障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数 6-19 障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害のある人の就職者の職場定着率 6-20 障害者就業・生活支援センター事業実利用者数
6-(2)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課	② 就労定着支援事業の円滑な実施を図るため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や特別支援学校、市町村等、さらには支援員同士の横のネットワークを構築するなど、関係機関のネットワークの強化を進めます。	・就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討しました。	・引き続き、就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討します。	
6-(3)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	障害福祉事業課 産業人材課	① 障害のある人への理解と雇用促進に取り組む企業等を応援するため、各障害保健福祉圏域に配置した企業支援員が、障害のある人の能力を活用する工夫や職場において合理的配慮が講じられるよう雇用管理上のアドバイスを行います。 障害のある人が職場に定着し長く活躍できる体制が構築されるよう、雇用する企業向けの研修や社内勉強会等の開催によりサポート力向上の支援を行います。 就労定着支援事業については、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの関連機関の役割や機能と併せて、就労定着支援事業所と関係機関との連携などによる支援の好事例等を企業に周知を図るとともに、積極的な活用を働きかけます。	・障害者就業・生活支援センターに配置した企業支援員を3名増員し、関係機関と連携しながら、障害特性に応じた環境整備や雇用管理等の相談助言を行いました。 ・法定雇用率未達成企業等に対して、障害者雇用の理解促進のためのセミナーや精神障害者等に対する支援方法等を学ぶ研修等を実施しました。	・引き続き、企業向けのセミナーや研修等を開催し、障害者雇用促進に向けた支援を行います。	6-21 企業支援員の支援企業数 6-22 従業員40.0人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 6-23 従業員40.0人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数
6-(3)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	② 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働きやすい職場づくりに努めている企業等を千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」)として認定し、その取組内容を県民に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。 また、国の障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)についても関係機関と連携して企業への周知を図ります。	・新たに認定した2事業所に対して認定証を交付するとともに、各事業所の取組等について県ホームページに掲載し周知を行いました。	・引き続き、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業所の認定及び県ホームページでの広報により、障害者雇用の一層の促進に努めます。	
6-(4)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	① 就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、障害保健福祉圏域ごとにハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所、特別支援学校、高等学校、医療機関等の地域の関係機関の連携・協力を促し就労支援ネットワークを強化します。また、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	・就労を促進するための情報共有を目的とした会議等、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討しました。	・引き続き、就労を促進するための情報共有を目的とした会議等、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	6-24 ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数
6-(4)-② 【6-(2)-②再掲】	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	② 就労定着支援事業の円滑な実施を図るため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や特別支援学校、市町村等、さらには支援員同士の横のネットワークを構築するなど、関係機関のネットワークの強化を進めます。(再掲)	・就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討しました。	・引き続き、就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討します。	
6-(5)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃(賃金)向上への取組の推進	障害福祉事業課	① 福祉的就労を行う障害のある人が働く力を十分発揮できるよう、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、就労継続支援事業所に対し支援を行い、作業内容の充実や施設外就労への取組など、福祉的就労の一層の充実を図るとともに、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実や経営改善を促すなど、工賃(賃金)向上に資する取組を実施します。	・就労継続支援事業所への支援を通じ、福祉的就労の充実を促進しました。就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善、賃金(工賃)向上に資する支援を実施しました。	・引き続き、就労継続支援事業所への支援を通じ、福祉的就労の充実を促進します。就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善、賃金(工賃)向上に資する支援を実施します。	6-27 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額
6-(5)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃(賃金)向上への取組の推進	障害福祉事業課	② 千葉県障害者就労事業振興センター等を通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害のある人の就労支援を推進します。	・千葉県障害者就労事業振興センター等を通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、農業分野での障害のある人の就労支援を推進しました。	・引き続き、千葉県障害者就労事業振興センター等を通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、農業分野での障害のある人の就労支援を推進します。	
6-(5)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃(賃金)向上への取組の推進	障害福祉事業課	③ 障害者就労施設で提供できるサービスの内容が十分に周知されていないことから、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品を県、市町村や民間部門へ先行事例等の紹介も記載したパンフレットなどを活用して周知するほか、同センターにおいて共同受注をするなどして、障害者就労施設等への発注の増加を促進します。	・千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品や先行事例等の紹介も記載したパンフレットなどを活用して県、市町村や民間部門へ周知するほか、共同受注の取組みなどにより、障害者就労施設等への発注の増加を促進しました。	・引き続き、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品や先行事例等の紹介も記載したパンフレットなどを活用して県、市町村や民間部門へ周知するほか、共同受注の取組みなどにより、障害者就労施設等への発注の増加を促進します。	
6-(5)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃(賃金)向上への取組の推進	障害福祉事業課	④ 官公需の更なる促進を図るため、説明会の開催や障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約等の事務処理手続きをまとめたマニュアルによる周知を行い、制度の積極的な活用を促します。	・障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約の事務処理手続きをまとめたマニュアルによる周知を行い、またオンライン説明会を開催するなど制度の積極的な活用を促しました。	・引き続き、障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約の事務処理手続きをまとめたマニュアルによる周知を行い、オンライン説明会を開催するなど制度の積極的な活用を促します。	6-26 県内官公需実績
6-(5)-⑤	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃(賃金)向上への取組の推進	障害福祉事業課	⑤ 就労継続支援A型事業所について、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準の徹底を図るとともに、基準を満たしていない場合は、条例の規定に基づき、経営改善計画の作成を指示します。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、千葉県障害者就労事業振興センターによる支援を行うとともに、法令に基づく指導・監督を行うなど、提供されるサービスの内容に課題がないか確認し、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めます。さらに、関係機関と連携した研修や情報提供等を実施してサービスの質の向上を図ります。	・生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない場合は、経営改善計画の作成を指示します。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、必要に応じて千葉県障害者就労事業振興センターによる訪問支援を実施しました。また、必要に応じて監査部門に情報提供するなど、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めました。	・引き続き、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない場合は、経営改善計画の作成を指示します。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し支援をする他、必要に応じて運営指導を行うなど、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めます。	6-25 就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
6-(6)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課	① 障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づき、多様な働き方の選択ができるよう、就労能力や適性、本人のニーズや強みなどを評価するサービスとして、新たに創設された「就労選択支援」について、関係機関等と連携し、整備を進めるほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用について、必要性に応じて適切に利用されるように支援を行うなど、安心して継続して働く環境づくりに努めます。	・障害のある人が、安心して継続して働けるように努めました。また、障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底しました。事業所に対する監査指導において、適正に行うよう指導を行いました。	・引き続き、障害のある人が、安心して継続して働けるように努めます。また、障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。引き続き事業所に対する監査指導において、適正に行うよう指導を行います。	
6-(6)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課	② 障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。	・障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底しました。事業所に対する監査指導において、適正に行うよう指導を行いました。	・引き続き、障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。引き続き事業所に対する監査指導において、適正に行うよう指導を行います。	
6-(6)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課	③ 就労継続支援B型事業所については、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、地域での活躍の場を広げる取組を進める事業所に対する報酬上の評価が適切に行われるよう、必要に応じて国への要望を検討します。	・事業所に対する報酬上の評価が適切に行われるよう、国へ要望を行った。	・引き続き、事業所に対する報酬上の評価が適切に行われるよう、必要に応じて国への要望を検討します。	
6-(6)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課 産業人材課	④ 重度障害のある人等に対する通勤や職場等における支援を促進するため、企業や市町村に対して、雇用施策と福祉施策が連携した国の支援制度の活用を働きかけます。	・障害者雇用に係る各種支援や国の助成金制度等を掲載したリーフレットを企業等に配布するなど、利用促進に努めました。	・引き続き、様々な機会を捉えて周知し、国の支援制度の活用を働きかけます。	
7-(1)-① 【5-(1)-⑧再掲】	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	① 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村に向けた地域支援体制整備に係る研修や事業所の困難事例支援など、地域支援機能の強化等を行います。(再掲)	・県発達障害者支援センターにより各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修・講座を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・引き続き、発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施します。	7-1 発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む) 7-2 発達障害者支援地域協議会の開催回数 7-3 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 7-4 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 7-5 発達障害者支援センター運営事業
7-(1)-② 【4-(3)-②再掲】	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	② 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。(再掲)	・県発達障害者支援センターによりペアレントメンターへのフォローアップ研修を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレントメンターへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	7-6 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者) 7-7 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者) 7-8 ペアレントメンターの登録者数 7-9 ピアサポートの活動への参加人数
7-(1)-③ 【5-(1)-⑨再掲】	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 高次脳機能障害のある人への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保・明確化し、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築を目指します。ネットワークにおいては、精神科領域との連携強化を図るべく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、高次脳機能障害の支援体制の充実を図ります。(再掲)	・支援拠点機関を1か所、地域支援拠点機関を3か所設置し、支援コーディネーターを中心に機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、研修を開催しました。	・高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、高次脳機能障害者支援センターを設置するとともに、支援コーディネーターを配置します。 ・センターにおいて専門的な相談支援や情報提供、普及啓発等を行います。支援者等への研修の実施や関係機関と連携することでネットワークの拡大、強化を目指します。	
7-(2)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	① 地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた施設で短期入所等のサービスを利用できるようにすることは、家族等を支援する上でも重要です。事業者によるこれらのサービスの提供を促進するため、福祉型短期入所事業所に対して、国の制度にはない報酬加算を引き続き実施するなど、必要なときに十分に利用できるサービス提供体制の整備に努めるとともに、制度の拡充等を検討します。	・地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所を利用しやすくなるような制度を引き続き実施しました。	・引き続き、地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所をより利用しやすくなるような制度の拡充等を検討します。	
7-(2)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な障害のある人の在宅での暮らしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行うよう市町村協議会への支援に取り組みます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村等に対し助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域の支援体制の構築を支援します。	7-10 医療的ケアが行える短期入所事業所数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
7-(3)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進	障害者福祉推進課	① 重度心身障害のある人の医療費については、引き続き、市町村が実施する助成制度に対して補助を行うとともに、全国統一の公費負担医療制度を創設するよう国に要望していきます。	・令和7年度も、市町村に対し、補助を行いました。 ・他県と連携して国へ要望を実施しました。 ・本県の制度において、令和2年8月から精神障害者への対象拡大を実施しました。	・今年度も、市町村に対し、補助を行います。 ・他県と連携して国への要望を実施します。	
7-(4)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4) ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	① ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応とアウトリーチ型の支援を充実するとともに、地域の支援者を対象とした研修の開催や同行訪問などにより市町村等との連携強化を図ります。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。	・計960件の本人・家族等に対する相談支援を行いました。 ・各市町村職員や地域の支援者を対象としたひきこもりサポーター養成研修を実施しました。	・引き続き、相談支援体制の充実を図ります。 ・ひきこもりサポーター研修を開催し、地域の支援者や関係機関との連携体制の構築を図ります。	
7-(4)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4) ひきこもりに関する支援の推進	こども・若者政策課	② 「千葉県子ども・若者総合相談センター」(愛称:ライトハウスちば)において、ひきこもりの若者やその保護者等の相談(電話・面接)に対応します。	・888件のひきこもりに関する相談を受け、必要な助言や専門支援機関の紹介を行いました。	・引き続き、千葉県子ども・若者総合相談センターにおいて、電話相談、面接相談、オンライン相談、若者を対象とした支援プログラムのほか、保護者向け勉強会等を実施します。また、新たにメールによる相談を実施します。 ・ひきこもりを含め子ども・若者やその家族等からの様々な相談に対応し、必要な助言や専門支援機関の紹介を行います。	
7-(4)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4) ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 市町村におけるひきこもり相談窓口や市町村プラットフォームの設置・運営状況を把握するとともに、それらの取組の意義や目的について、理解の促進に努めます。	・県内全市町村において、市町村プラットフォームの設置が完了しました。 ・市町村等との連携強化のためひきこもり支援連携会議を開催しました。	・ひきこもり連携会議を開催し、ひきこもり支援に関する連携強化を図ります。	
7-(5)-① 【5-(1)-⑫再掲】	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	健康福祉指導課	① 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人など福祉的支援を要すると認められる人を、保護観察所からの依頼により、出所・出院後直ちに必要な福祉サービスにつなげるため、地域生活定着支援センターを設置して、福祉サービスに係るニーズの確認や、受入先施設等のあっせん等を行います。 また、受入施設へのフォローアップや出所・出院後の福祉サービスの利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。(再掲)	・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者475人(7年度新規32人)の支援に取り組みました。	・矯正施設等を出所・出院した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き、地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。	
7-(5)-② 【5-(1)-⑬再掲】	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	健康福祉指導課	② 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人に限らず、社会復帰に当たり何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設と中核地域生活支援センターが連携し、出所・出院後から安定した地域生活を送ることができるよう、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりを進めます。(再掲)	・中核地域生活支援センター等と連携し、矯正施設等の出所・出院予定者計25人の支援に取り組みました。	・矯正施設等の出所・出院者が安定した地域生活を送ることができるよう、引き続き、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりに努めます。	
7-(5)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 医療観察法の対象者に対する支援について、保護観察所等の関係機関と連携の下、社会復帰できるよう支援を行います。	・保護観察所主催の会議に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行いました。	・引き続き、保護観察所主催の会議等に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(1)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課 障害福祉事業課	① 福祉・介護人材について、障害のある人のニーズや、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。 障害のある人に対するホームヘルパーの人材を育成するため、ホームヘルパーとして従事するために必要な介護職員初任者研修を行う事業所を指定するとともに、障害特性に応じた介護者の養成研修及びスキルアップ研修を推進して、利用者のニーズに応えられる人材の確保に努めます。 また、社会福祉士及び介護福祉士について、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会では、養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付けや、離職した介護人材に対し再就職準備金の貸付けを行うとともに、千葉県福祉人材センターでは、福祉施設での就職を希望する人に無料で職業を紹介する福祉人材バンク事業を引き続き実施し、人材確保に努めます。	・県が指定した事業者による研修により人材の確保及び支援の質の向上を図りました。 ・初任者研修を行う事業者 延べ58事業者指定 ・認知症介護実践研修受講修了者数 基礎研修 2,199人 実践者研修 233人 リーダー研修 45人 ・認知症対応型サービス事業管理者等研修受講修了者数 管理者等研修 94人 ・認知症介護指導者養成研修受講者数 6人 ・喀痰吸引等指導者養成研修 32人 ・修学資金新規貸付人数 354人 ・福祉人材センターの紹介・斡旋等による就職者 137人 ・県が指定した事業者による重度訪問介護及び強度行動障害従業者等への養成研修の実施により、人材育成及び資質向上を図りました。 ・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し、38人が修了しました。	・引き続き、県が指定した事業者による研修により人材の確保及び支援の質の向上を図ります。 ・引き続き、同様の事業を行い、介護人材の確保・定着及び介護職員の資質の向上に取り組んでいきます。 ・引き続き、県が指定した事業者による介護従事者及び支援者への研修を開催し、支援者の資質の向上を図ります。 ・引き続き、県が指定した事業者により、重度訪問介護及び強度行動障害従業者への研修を開催します。 ・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	8-1 重度訪問介護従事者の養成(強度行動障害を除く) 8-2 同行援護従事者の養成 8-3 強度行動障害支援者の養成 8-5 福祉・介護人材確保対策事業の事業数 8-6 相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数 8-7 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修
8-(1)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課	② 福祉人材の定着・離職防止を図るため、福祉・介護人材確保定着事業(メンタルヘルスサポート事業)で行う、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーによる相談窓口の紹介等について、今後も当事業の積極的な活用を図ります。	・メンタルヘルス相談件数 348件 ・中堅管理者向け労務研修参加者数 104人	・福祉・介護人材の定着を図るため、引き続き同様の事業を実施していきます。	
8-(1)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課	③ 地域の実情に合った福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施するため、引き続き、県をはじめ、社会福祉施設・事業所、教育機関等で構成する「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置するとともに、研修や合同面接会の実施に対し助成を行います。	・千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会を開催して意見交換を実施し、地域の課題等の実態把握を行うとともに、今後の施策や、令和5年度で方針期間が終了した「福祉人材確保・定着推進方針」の新たな方針の策定について、検討を行いました。 ・また、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施しました。 例)介護人材キャリアアップ研修支援事業 59事業 2,301人	・令和7年度～11年度を期間とする新たな「福祉人材確保・定着推進方針」を策定しました。 ・引き続き、同様の事業を実施し、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施していきます。	
8-(1)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	医療整備課	④ 医師・看護職員の人材の確保について、養给力の強化、県内就業への誘導、離職防止、再就業の促進等、様々な側面から対策を講じます。 また、医師確保については、公益社団法人千葉県医師会、県内大学及び臨床研修病院等が設立した特定非営利活動法人千葉医師研修支援ネットワーク等と連携して「千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター」を設置・運営し、看護職員確保については、公益社団法人千葉県看護協会に委託して「千葉県ナースセンター」を運営することで、医師や看護職員に対する無料職業紹介や研修を提供するなど、対策の実施に当たっては、関係機関と積極的に連携します。	【医師確保】 ・医師修学資金の新規貸付者数65名 ・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター事業として、医学生や医師のキャリア形成支援を目的としたセミナー等の開催、医学生等からの就業等に係る相談対応、医師確保対策等の情報発信等を実施しました。 【看護職員確保】 ①離職時等の看護職からナースセンターへの届出数:597件 ②講習会の参加者数:293人 ③出張相談の相談者数:200人	【医師確保】 ・医師修学資金の新規貸付者の枠数(66名)を継続し、医師の確保に取り組めます。 ・引き続き、千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターを運営し、各種事業に取り組めます。 【看護職員確保】 ・引き続き、再就業講習会への参加や出張相談等の啓発を行い、ナースセンター事業を推進していきます。	8-4 医師及び看護師の確保定着
8-(1)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康づくり支援課	⑤ 地域リハビリテーションを推進するため、リハビリテーション専門職等を対象に、多様な関係機関の調整ができる人材の育成を引き続き実施します。	・県リハビリテーション支援センターにおいて、研修プログラムを実施するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、各種研修会を実施し、地域リハビリテーションに係る人材の育成に取り組みました。	・引き続き、県リハビリテーション支援センターと連携し、地域における適切なリハビリテーションを提供するためのコーディネート力を有する人材の育成に取り組めます。	
8-(1)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	障害福祉事業課	⑥ 福祉・介護人材の確保・定着のため、給与等の処遇改善について、対象職種の拡大や他産業との格差の是正とともに、障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するための総合的・体系的な支援策を提示し、必要な財源の確保を図るよう国へ要望していきます。 また、処遇改善加算等の取得の促進を図るため、制度の説明に努めます。	・職員等の処遇改善について、国に対して要望を行いました。 ・事業者等に対する集団指導において、処遇改善加算等の説明を行い、活用について働きかけを行いました。	・引き続き、相談支援員の養成や報酬制度の見直しについて、国へ要望を行います。 ・事業者に対する集団指導等を通じて、職員等の処遇改善について、働きかけを行います。	
8-(2)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	高齢者福祉課 障害福祉事業課	① 高齢期の障害のある人が、障害の特性に応じサービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進に努めます。 また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、居宅サービス計画を作成する介護支援専門員と、障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや、適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどに取り組めます。	・県内における介護支援専門員の法定研修において、障害福祉分野で起こっている課題についても研修内容に取り入れるなど、障害福祉と高齢者福祉との連携強化を図りました。	・引き続き、研修の場を検討・調整していきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(2)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 国に対して、居宅のバリアフリー工事に対する補助制度の創設及び高齢期の障害特性に合わせた施設の設備基準の設定など、各種の機会を通じて提案・要望していきます。	・高齢期の障害特性に合わせた設備基準の設定について、16大都市道府県障害福祉主管課長会議を通じ、国へ要望を行いました。	・引き続き、国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究や補助制度の創設、設備基準の設定など、各種の機会を通じた提案・要望活動を行うこととします。	
8-(2)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	高齢者福祉課 障害福祉事業課	③ 障害のある人が高齢期を迎えると、医療的ケアや日中活動のニーズも若年層とは大きく異なることから、グループホームの住まいとしての機能やサービス提供の在り方について検討します。また、障害のある人が高齢期を迎えても、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型サービス事業所の増加に向けた普及啓発に努めます。	・介護保険サービス事業者を対象とした集団指導において、共生型サービスの基準などを示し、周知に努めました。 ・障害のある人の高齢期に対応したグループホームの機能やサービス提供等について検討しました。また、高齢期を迎えても、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型事業所の増加に向けた普及啓発について検討しました。	・引き続き、集団指導等を通じて制度の周知に努めます。 ・引き続き、障害のある人の高齢期に対応したグループホームの機能やサービス提供等について検討します。また、高齢期を迎えても、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型事業所の増加に向けた普及啓発について検討します。	
8-(2)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課	④ 医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図ります。そのほか、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討していきます。	・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康や意欲などの課題について、事例の収集を行いました。	・引き続き、医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康や意欲などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討することとします。	
8-(3)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	① 発達障害の診断や治療ができる専門病院や専門医師の確保に努めます。	・県発達障害者支援センターにより医療従事者への研修を開催するとともに、発達障害の診断が可能な医療機関一覧をホームページに掲載しました。 ・発達障害者地域支援マネージャーによる医療機関に対するコンサルテーション等を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修等を開催します。 ・発達障害者地域支援マネージャーによる医療機関に対するコンサルテーション等を実施します。	
8-(3)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	② 地域の訪問看護事業所と居宅介護(ホームヘルプ)事業所、医療機関、福祉施設・事業所等及び県・市町村等の相談窓口との連携を図り、医療的ケアが必要な障害児(者)が安心して在宅で暮らしていくことができるよう支援の方策を検討します。	・喀痰吸引等の医療的ケアを行う事業所の指定業務において、適切に指定を行いました。	・引き続き、喀痰吸引等の医療的ケアを行う事業所の指定を適切に行います。 ・市町村の自立支援協議会等において、医療的ケアが必要な障害児(者)への在宅支援について協議していくよう働きかけを行います。	
8-(3)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	③ 医療費負担の軽減として、身体障害のある人に対する更生医療費の給付、精神障害のある人に対する通院医療費の給付、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。また、「重度心身障害者(児)医療給付改善事業」については、従来の身体障害者手帳1級、2級いずれかの手帳所持者、療育手帳A、㉔いずれかの手帳所持者に加え、令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を制度の対象に加えており、引き続き制度の円滑な運用に努めます。	・令和7年度も更生医療等について給付を行いました。	・引き続き、更生医療等について適切な給付に努めます。	
8-(3)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	④ 障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションを取り、障害のある人が適切な医療を受けられるようにサポートするため、既往症、投薬、コミュニケーションの取り方等を記載した「受診サポート手帳」の普及を図るとともに、障害のある人が地域の医療機関において障害特性等への理解に基づき適切な医療が受けられるよう、医療機関向けの実践セミナー等を開催します。	・「受診サポート手帳」について、特別支援学校や市町村教育委員会特別支援学級に対し、児童・生徒への配布を依頼したほか、市町村に対しても窓口等での配布を依頼し、普及を図りました。 ・「発達障害や脳機能障害のある人たちの医療機関受診の工夫」をテーマに、障害者医療受診サポートセミナーを実施しました。	・引き続き、障害のある人が適切な医療を受けられるよう、「受診サポート手帳」の普及を図るほか、受診サポートセミナー等を開催します。	
8-(3)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑤ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村、社会福祉関係者において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。また、市町村と連携し、難病患者等のニーズを踏まえた障害福祉サービスの利用促進を図ります。 難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応した相談や支援ができるよう、引き続き地域難病相談支援センターや難病診療連携拠点病院・協力病院等との連携を推進し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や患者・家族間の交流の促進、難病への理解促進等に取り組めます。また、保健所において、保健師による相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き、実施します。	・総合難病相談支援センター及び県内8か所の地域難病相談支援センターを拠点として、難病患者等の就労支援や療養上の相談、研修会等を実施しました。 ・保健所においても、保健師等による個別相談や研修会等を実施しました。	・引き続き、必要な支援が実施できるよう取り組みます。	
8-(3)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑥ 難病患者に対し、総合的な支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	・県内17医療機関を拠点とし、在宅難病患者が一時的に在宅で介護等を受けるのが困難になった場合に、一時入院をすることが可能な病床を確保しました。 ・病状等の理由で移送が困難な患者に対して、県と契約を結んだ訪問看護事業所から訪問看護師を派遣する在宅レスパイト事業を実施しました。	・令和8年度は県内23の医療機関において一時入院可能な病床を確保します。 ・引き続き、在宅レスパイト事業を実施し、より活用が進むよう取り組みます。	
8-(3)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑦ 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	・令和8年3月末の認定患者数は45,175人であり、対象患者の医療費に対する公費助成を実施しました。	・難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、引き続き医療費助成を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(3)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑧ 長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危機が及ぶおそれがある疾病であつて、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾病医療費の助成を行います。	・令和8年3月末の認定患者数は2,710人であり、対象患者の医療費に対する公費助成を実施しました。	・健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、引き続き小児慢性特定疾病医療費の助成を行います。	
8-(3)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑨ 幼少期から慢性疾病に罹患していることで社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行います。	・保健所では訪問、面接等個別支援を実施したほか、当事者家族を対象とした勉強会や患児やきょうだい児が交流する会の開催、リーフレットによる情報提供などに取組みました。 ・移行期医療支援センターでは、保護者や医療機関への指導・助言、研修会や協議会の開催、関係機関等への情報発信を行い、医療体制整備と患者の自律(自立)支援に取組みました。 ・自立支援員を保健所のほか、小児慢性特定疾病の医療に精通した医療機関にも配置し、患者の発達段階に応じたサポートの強化を図りました。	・引き続き、児童等の自律(自立)促進に向け、関係機関と連携して必要な支援を行います。 ・新たに全県的な相互交流事業などを行い、患児と家族への支援の拡充を図ります。	
8-(3)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	医療整備課	⑩ NICUを含む高度な周産期医療に対する周産期母子医療センターへの支援、周産期医療従事者の確保、育成に係る事業を行います。 また、小児救急医療に係る知識の普及啓発、小児救急電話相談の実施、小児救急医療体制の整備に係る支援を行います。	・周産期母子医療センター運営費に係る補助等を実施したほか、小児周産期医療の災害時対応に係る研修を実施しました。 ・医療施設や自治体等に小児救急医療体制に係る補助を実施しました。 ・小児科・内科医師に対し小児救急医療に係る講習の実施しました。 ・乳幼児の保護者に対して、小児救急電話相談の周知を実施しました。	・引き続き、関係施設への補助や研修、普及啓発、小児救急電話相談を実施することで、周産期医療及び小児救急医療体制の充実を図ります。	
8-(3)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	健康づくり支援課	⑪ 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、維持期・生活期リハビリテーションを当事者の状態に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、二次保健医療圏ごとに連携・支援の中核となる「地域リハビリテーション広域支援センター」をおおむね1箇所指定し、地域リハビリテーション広域支援センターの支援と県全域の地域リハビリテーションの推進を担う「千葉県リハビリテーション支援センター」を1箇所指定します。 また、地域リハビリテーション広域支援センターの支援機能を充実させる役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」を指定することで、これら指定機関と地域リハビリテーション関係機関が共通の理念の下、連携・協力を進め、地域リハビリテーションの支援の輪を広げます。	・千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置しています。 ・各広域支援センターの支援機能を充実させる役割を担う機関として「ちば地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備に努めました。	・引き続き、千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置し、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、連携体制の整備・推進を図ります。 ・各広域支援センターの支援機能を充実させる役割を担う機関として「ちば地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備を図ります。	
8-(3)-⑫ 【2-(3)-④再掲】	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑫ 県民への精神疾患及び心の健康に関する正しい知識の普及に取り組むため、精神保健福祉センター(県こころセンター)、保健所(健康福祉センター)、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を図ります。また、市町村における相談支援機能の充実を図るために、相談支援に携わる専門職員に対する研修の拡充を図るとともに、市町村職員とともに相談やアウトリーチを行い、技術指導・支援を推進します。(再掲)	・精神保健福祉センターや各保健所において依存症、ひきこもり、心の健康相談などに応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応しました。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施しました。 ・心のサポーター養成研修を年2回開催し、合計71名の心のサポーターを養成しました。	・引き続き、精神保健福祉センターや各保健所において相談に応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応していきます。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施します。 ・引き続き、心のサポーター養成研修を開催し、サポーターの養成を行っていきます。	
8-(3)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑬ 発症からできるだけ早期に精神科に受診できるよう、保健サービスや一般の医療機関に対し、精神疾患に関する研修を開催するなど、人材育成を図ります。また、精神科医療機関との連携体制を整備します。 精神障害のある人が身近な地域で心身の状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、統合失調症、気分(感情)障害、依存症などの多様な精神疾患等ごとに対応できる医療機関を明確にした上で、精神医療圏(二次医療圏)及び県全体での協議の場を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築を図ります。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等及び県全体での協議の場を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築促進に係る検討を進めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場及び県全体での協議の場等を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築促進に係る検討を進めます。	
8-(3)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑭ 精神科医療機関及び関係機関の協力の下に、入院中心の医療から、地域での生活を支える医療体制・機能の充実に向けて取り組みます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通じて、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(3)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	健康づくり支援課 障害福祉事業課	⑮ 施設入所者等に対し、定期的な歯科健診や歯科保健指導等を実施する心身障害児者歯科保健巡回指導事業(ビーバー号事業)を、引き続き実施します。 障害のある人への口腔ケアや摂食嚥下指導の重要性について、障害のある人や家族、学校、施設職員等に対して周知するとともに、研修を行うなど、資質向上に取り組めます。また、「かかりつけ歯科医」の普及を図り、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科健診や歯科治療、歯科保健指導を受けることができる環境づくりを推進します。さらに、二次保健医療圏等、地域において、診療に困難を伴う障害のある人等の受け入れを行う医療機関について、県ホームページに掲載します。	・千葉県歯科医師会に委託して、障害児(者)のための摂食嚥下指導事業推進委員会を3回、障害児(者)摂食嚥下指導に関する啓発研修会を3回、障害児(者)6施設で計24回の摂食嚥下指導を行いました。 ・巡回歯科診療者(ビーバー号)が年間54施設1,009人に健診指導を行いました。 ・障害者歯科講話を16施設、集団講和を4回行いました。 ・障害者歯科に係る人材育成のための研修を6回実施しました。 ・協力歯科医療機関の配置に向けた調整を行い、14事業所とのマッチングを行いました。 ・障害のある人等の受け入れを行う歯科診療所等について、千葉県歯科医師会及び県ホームページに掲載しました。	・引き続き、千葉県全域への摂食嚥下に関する啓発研修を行うことにより、摂食嚥下障害に関する基礎知識を普及させ、摂食嚥下指導ができる保健医療関係者、施設職員、保護者、介護者の増加を図ります。 ・また、施設での指導についても継続して実施することにより、摂食嚥下障害を有する障害児(者)の口腔機能の改善及び窒息事故等の防止に向けた取組を進めていきます。 ・加えて、保健医療関係職種の連携を構築し、障害児(者)における摂食嚥下指導の地域包括支援システムの構築につなげていきます。 ・引き続き、歯科健診等を受ける機会が少ない障害者施設入所者等に対し、口腔健康管理の保持に関する取組を行います。	8-8 障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率
8-(4)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	① 東京2020 パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの競技人口の増加や認知度の向上を図るため、障害者スポーツの競技団体の整備や、競技体験会等の開催への助成等を行います。	・障害者スポーツの認知度向上や競技人口増加を図るため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種競技体験会等に対し支援を行い、令和7年度は19競技の体験会等を開催しました。	・障害者スポーツの認知度の向上や競技人口の増加のため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種体験会等に対して引き続き支援を行います。	
8-(4)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	競技スポーツ振興課	② パラリンピック出場を目指す県ゆかりの障害者アスリートに対し、継続的に強化・支援をするため、その取組への助成等を行います。	・24競技76名の選手を強化選手として指定し、強化・支援を行いました。 ・8競技12チームをパラスポチームとして強化指定し、支援を行いました。 ・強化指定選手のうち、3競技3名が東京デフリンピックに出場し、1名の選手がメダリストになりました。また、2競技2名がミラノ・コルティナパラリンピックに出場しました。	・「パラアスリート強化・支援事業」において、継続的な競技力の向上を目指し、強化・支援を図っていきます。 ※パラアスリート28競技78名、パラスポチーム8競技11チームを強化指定(R8年4月末現在) ※パラリンピック:21競技66名 ※デフリンピック:7競技12名	
8-(4)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	③ 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を推進します。あわせて、周辺施設との連携等によりスポーツ・レクリエーションセンターの拠点としての機能充実を図るとともに、地域のスポーツ施設を利用しやすいように環境整備に努めます。 県立学校体育施設の開放について、各開放校の課題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」、「利用者相互が利用しやすい」環境を整備できるよう助言するなど開放の促進に努めます。 また、県内の公共社会体育施設の整備状況や障害のある人の利用の可否等について、隔年で調査し、情報提供を行います。	・千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を実施しました。 ・県立学校体育施設開放事業では、障害のある人が利用できるように、各実施校に対し、説明会で周知してきました。	・引き続き、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター利用促進を図ってまいります。 ・県立学校体育施設開放事業においては、バリアフリー化されている特別支援学校体育施設の開放校拡充を目指していきます。	
8-(4)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課 競技スポーツ振興課	④ (一社)千葉県障がい者スポーツ協会、障害当事者団体など関係団体との連携、パラスポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の充実、選手への支援強化に取り組み、全国障害者スポーツ大会における本県選手団の更なる躍進を目指します。また、千葉県障害者スポーツ大会等の障害者スポーツイベントを開催するとともに、障害のある人が幅広く参加できるよう、その内容の充実を図ります。	・10月に滋賀で行われた全国障害者スポーツ大会では、個人競技では、金メダル50個、銀メダル29個、銅メダル9個、団体競技で金メダル1個の合計89個であり、金メダル獲得数は全国で第4位でした。	・10月23日(金)から26日(月)にかけて、青森県内で第25回全国障害者スポーツ大会が開催予定であり、千葉県選手団(個人種目)60名が派遣予定です。	8-9 パラスポーツの指導者数
8-(4)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	⑤ 障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、幅広い種目の指導者の養成を図ります。	・パラスポーツ指導者養成を年に2回実施し、計47名が受講し修了認定を受けました。	・1回目を9月、2回目を1月から2月にかけて実施する予定です。	
8-(4)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課 競技スポーツ振興課 特別支援教育課	⑥ パラリンピック競技大会・デフリンピック競技大会・スペシャルオリンピックス世界大会等の世界的規模の障害者スポーツ大会について、表彰制度の活用等により、大会の周知・啓発に努め、県民の理解促進を図ります。 県立特別支援学校が実施している障害者スポーツを通じた交流活動の実践研究により、障害者スポーツの普及と心のバリアフリーの推進を図ります。	・デフリンピック競技大会でメダルを獲得した県ゆかりの選手5名に対し、千葉県知事賞を授与しました。 ・特別支援学校が選手を招聘してデフリンピックの壮行会を実施したり、地域の学校の要請に応じて用具貸出を実施しました。 ・交流及び共同学習の機会等を通じて障害者スポーツに取り組み、互いの交流を深めました。	・世界的規模の障害者スポーツ大会で活躍した県ゆかりの選手に対し、表彰を行い、県民の理解促進を図ります。 ・引き続き、特別支援学校において、パラスポーツに関する用具の貸出しや障害者スポーツを通じた交流活動に取り組み、障害者スポーツの普及と心のバリアフリーの推進を図っていきます。	
8-(4)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	特別支援教育課	⑦ 特別支援学校を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、推進に取り組めます。障害のある人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しむため、普及・啓発を進めるとともに、障害者スポーツを通じた地域との交流を推進し、地域への障害者スポーツの振興を図ります。	・特別支援学校が地域の学校の要請に応じて用具貸出しを実施しました。 ・障害のある人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しむため、同窓会の機会等を通じて障害者スポーツに取り組みました。	・引き続き、小・中学校等との交流及び共同学習の機会を通じて、地域との交流を推進し地域への障害者スポーツの振興を図ります。	
8-(4)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	⑧ 障害のある人となない人が交流を図りながらパラスポーツの魅力を体験・体感できるパラスポーツフェスタを実施し、障害者スポーツを広く周知します。また、市町村等へコーディネーターを派遣し、スポーツ体験会や教室等を開催するとともに、引き続き、競技用具の貸出しを行うなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備します。	・「パラスポーツフェスタちば」(会場:千葉市)及び「パラスポーツフェスタとうかつ」(会場:野田市)を開催し、障害者スポーツの認知度向上を図りました。	・千葉市を会場とした「パラスポーツフェスタちば」を引き続き実施し、東葛飾地域では鎌ヶ谷市と共催で「パラスポーツフェスタとうかつ」を開催します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(4)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	文化振興課	⑨ 障害のある人が制作する文化芸術作品等を発表する場を提供するほか、指導者の育成や相談体制、情報収集、分かりやすい情報発信の充実に努めます。また、文化芸術関連行事の後援、障害のある人となない人が一緒に行うワークショップの実施、障害のある人による作品の展示等を通じて、障害者芸術の振興及び障害のある人への理解の促進を図ります。	・障害者芸術文化活動支援センター(以下、支援センター)を設置し、障害のある人による文化芸術活動の振興に取り組んでいます。 ・支援センターの主催により、障害のある人への理解の促進や障害者芸術文化活動に携わる人材の育成を目的とする人材育成講座を計6回、障害のある人となない人が一緒に行うワークショップを計5回実施しました。 ・支援センターの主催により障害のある人が制作した作品の展覧会を下記のとおり開催しました。 会場：千葉県立美術館第5展示室 会期：令和8年1月20日～2月1日 展示作品数：470点 来場者数：2,979人 また、より多くの人に障害のある人が制作した作品に触れてもらうことを目的として、県内公共施設や商業施設等15箇所作品の巡回展示を実施しました。 ・県内外の障害者芸術に係る情報を収集するとともに、支援センターのホームページやSNS等を用いて本県の障害者芸術に係る情報を発信しました。また、電子フォームからの登録や支援者等からの紹介を通じて表現活動をしている障害のある人の発掘調査を実施しました。発掘された人は、支援センターのアーティスト名簿に登録しており、令和7年度の登録件数は19件でした。	・障害者芸術文化活動支援センター(以下、支援センター)を設置し、相談支援、人材育成、情報の収集・発信、ネットワークの構築、発表等の機会の創出等に引き続き取り組み、障害者芸術の振興を図ります。 ・令和7年度から支援センターとの契約期間を令和9年度までの3年間としています。令和7年度の事業内容について振り返りつつ、引き続き事業の質の維持・向上、運営の安定を図ります。 ・障害者芸術の振興及び障害のある人への理解の促進を図り、障害のある人となない人及び地域の様々な人との交流の機会とするため、ワークショップ、バリアフリー演劇鑑賞会及び展覧会を全国障害者芸術・文化祭サテライト開催として実施します。	
8-(4)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	文化振興課 特別支援教育課	⑩ 県内の特別支援学校において、児童・生徒等の豊かな心を育むため、プロのオーケストラを各校に派遣し、巡回公演を開催します。	・県内特別支援学校18校において、千葉交響楽団による特別支援学校巡回コンサートを開催し、2,136名の児童・生徒が鑑賞しました。	・特別支援学校において、プロのオーケストラの演奏により、コンサート会場に行くのが困難な児童・生徒が優れた音楽に親しめるよう音楽鑑賞の機会を提供します。 ・特別支援学校巡回コンサートが、各校において2年に1回開催となるよう計画的に進めてきましたが、より多くの児童・生徒が音楽に親しめるよう、開催校を増やすことを検討しています。	
8-(4)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	文化振興課	⑪ 県立美術館・博物館について、「文化にふれ親しむ環境づくり」の取組として、人によるガイドンスや展示物に触れる体験等を通じて文化芸術へ触れる機会を提供します。 なお、今後、映像番組を作成する場合は、字幕を入れるなど聴覚障害のある人への支援を検討します。	・観覧支援においては可能な限り障害のある人の要望に沿った対応を実施しており、全施設で27,535名が入場しました。 ・障害のある人が制作した作品の展覧会を下記のとおり開催しました。 会場：千葉県立美術館第5展示室 会期：令和8年1月20日～2月1日 展示作品数：470点 来場者数：2,979人	・障害のある人に対する観覧支援について、今後も継続して行います。 ・令和8年度は、現代産業科学館で実施しているプラネタリウムの上映会で、幅広い方に楽しんでいたできるように字幕付き作品を鮮やかに大スクリーンに映し出す予定です。	
8-(4)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯学習課	⑫ 県内の公民館等に障害の有無にかかわらず参加できる学びの場ができるように支援するとともに、研修会等を開催し、学校卒業後の障害のある人の学びについて普及を図ります。	・県内3つの公民館へ講座開設の支援を行ったほか、障害者の学び研修会を開催し、学校卒業後の障害のある人の学びについて普及を図りました。	・引き続き、県内の公民館への障害の有無にかかわらず参加できる学びの場の開設支援を行うとともに、研修会等を開催し、学校卒業後の障害のある人の学びについて普及を図ります。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(4)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯学習課	⑬ 県立図書館において、千葉県読書バリアフリー推進計画に基づき、障害のある人が利用しやすい書籍等の充実や円滑な利用のための支援の充実等を進めるとともに、支援に係る人材の育成や広報活動の充実等を図り、障害のある人の読書環境の整備を一層推進します。	・音声読み上げや拡大表示などが可能な電子書籍サービスを導入し、オーディオブックの配信を行いました。 ・読書バリアフリー資料紹介セットをを活用し、読書バリアフリーの推進を図りました。(貸出回数:3回、研修会・講座等での利用:11回) ・図書館利用をサポートする機器の利用方法を説明するYouTube動画を配信し普及に努めました。 ・大活字本の受入(507冊)、録音図書製作(10点)、活字本のデジタル化(3点)、点訳絵本の製作(2点)を行うとともに、読書バリアフリー講座、サビエ図書館活用講座を開催し、県民への普及を図りました。 ・西部図書館では、市町村立図書館に県立図書館職員が出張し、読書バリアフリー講座を行う「読書バリアフリー講座」を開催しました。 ・西部図書館では、高校生や大学生等若年層向けに読書サポーター体験講座を開催し、多様な読書の方法や障害者用資料の制作について知識を得る機会を設けました。	・引き続き、音声読み上げや拡大表示などが可能な電子書籍サービス等を拡充します。 ・引き続き、読書バリアフリー資料紹介セットを市町村立図書館及び特別支援学校等に貸し出すことで読書バリアフリーの推進を図ります。 ・引き続き、西部図書館では、市町村立図書館に県立図書館職員が出張し読書バリアフリー講座を行います。 ・引き続き、西部図書館では、若年層向けに音訳体験講座を行います。 ・県立図書館障害者サービスのホームページを一層、わかりやすく、現状のサービスに即したものに改訂します。	
8-(4)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	障害者福祉推進課	⑭ 障害のある人が社会の一員として地域で役割をもって生活していくために、市町村の協力を得て、地域の清掃や自治会活動など様々なボランティア活動に関する情報の提供に取り組めます。	・県が募集しているボランティア情報やボランティア関連のサイトについて、様々な情報を千葉県ホームページに掲載しています。	・引き続き、ボランティア活動に関する情報の提供に取り組むほか、必要に応じて関係機関と調整を図っていきます。	
8-(5)-公-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	資産経営課 管財課 健康福祉指導課 障害者福祉推進課 公園緑地課 建築指導課 教育施設課	① 障害のある人や高齢者が、安心して快適に暮らすことができるよう、病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー法に基づく整備を行うとともに、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行います。また、県庁舎等の公共施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー法や条例に基づく施設整備に努めます。 県立高等学校のバリアフリー化を推進するためエレベーター、多機能トイレの整備を進めます。	・福祉のまちづくり条例の適合証の交付を受けた施設25件の公表を行いました。 ・バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえ、以下のとおり整備を行いました。 ○君津合同庁舎は基本設計に着手しました。 ○長生合同庁舎は実施設計を進めています。 ○海匠合同庁舎は実施設計を完了しました。 ○安房合同庁舎、銚子合同庁舎及び匝瑳合同庁舎は建設工事に着手しました。 ○鴨川合同庁舎は建設工事を進めています。 ・本庁舎のバリアフリー化推進のため、多機能トイレ設置のための実施設計を行いました。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。	・建築物等のバリアフリー化が普及促進されるよう、引き続き福祉のまちづくり条例の適合証を受けた施設の公表に努めます。 ・引き続き、長寿化対策と併せて、バリアフリー化への対応等を踏まえた施設整備を行います。 ・千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づいた施設の整備に努めていきます。 ・実施設計を基に、本庁舎7階に多機能トイレを設置する工事を発注します。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組めます。	8-10 多機能トイレが整備されている県立公園
8-(5)-公-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	都市計画課 建築指導課	② バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、障害のある人や高齢者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備を促進するために、建築主等に対する指導や助言を行います。 商業施設や特定路外駐車場のバリアフリー化を促進するため、引き続き制度の周知・指導を行うとともに、バリアフリー基準の審査に係る情報提供や相談等に適切に対応します。	・市町村への情報提供や相談対応を適時行い、法令の解釈等について周知を図りました。 ・バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。	・引き続き各市町村への情報提供や相談等に適切に対応していきます。 ・バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて、引き続き指導等に取り組めます。	
8-(5)-公-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通計画課	③ 鉄道駅のエレベーターやホームドア、内方線付き点状ブロック等の整備を促進するため、引き続き支援を行います。	・県内の鉄道駅エレベーター3駅6基(2市)、ホームドア2駅4線(1市)、内方線付き点状ブロック1駅2線(1市)に対し補助を行いました。	・国の目標の達成に向けて引き続き補助を行います。	8-11 主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合
8-(5)-公-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通部交通規制課	④ バリアフリー法に基づく重点整備地区内の主な生活関連経路を構成する道路を重点に、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識・標示等の整備を推進します。また、歩行者・運転者双方の通行の安全を確保するため、歩行者等と自動車の通行を分離する歩車分離式信号機、LED型信号灯器等の整備を推進します。	・音響式信号7基、歩車分離式信号7基、LED信号5,401灯を整備したほか、視認性に優れた高輝度道路標識・標示の整備を推進しました。	・障害者等の利用実態や要望等を踏まえ、引き続き障害特性や歩行者等の通行の安全に配慮した交通安全施設の整備を推進します。	
8-(5)-公-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	道路環境課	⑤ バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路(駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路)のうち、国から特定道路として指定された県管理道路の区間において、引き続きバリアフリー化を推進していきます。また、視認性に優れた、道路標識の高輝度化を推進していきます。	・バリアフリー化を進めている歩道整備箇所について、用地取得のための交渉を実施しました。	・引き続き、用地取得のための交渉を行い、バリアフリー化の推進に努めます。	
8-(5)-公-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通部交通規制課	⑥ 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、物理的デバイスを適正に組み合わせることにより速度抑制や通過交通の抑制を行う、ゾーン30プラスの整備・拡充を推進します。	・県内1市1か所に「ゾーン30」、2市2か所に「ゾーン30プラス」を整備しました。	・交通環境、交通事故発生状況及び地域住民からの要望を踏まえ、引き続き、道路管理者が行う物理的デバイスの整備と合わせ、新規整備や既存エリアの整備拡充を推進します。	
8-(5)-公-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	河川整備課	⑦ 河川施設のバリアフリー化については、地域の実情等を踏まえ地域ごとに検討します。	・令和7年度に検討を行った事例はありませんでした。	・引き続き、バリアフリー化が可能な施設については取組の方向性を踏まえて対応していきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(5)-住-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	① 公営住宅のバリアフリー化を引き続き実施していくほか、更なる高齢社会に向けた公営住宅の整備・管理の在り方について検討を深めます。	・大谷津県営住宅において住居改善工事を実施し、バリアフリー化された県営住宅を増加させました。	・障害者計画に記載された取組の方向性及び数値目標の進捗状況を踏まえ、引き続き、バリアフリー化された県営住宅数の増加に取り組む予定です。	8-12 県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数
8-(5)-住-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	② 民間住宅のバリアフリーについては、住宅リフォームに関する講習会や相談会の実施、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	・消費者向け講習会・相談会を3回、事業者向け講習会を2回開催し、バリアフリーに関する情報提供を行いました	・引き続き、消費者向け講習会・相談会、事業者向け講習会を開催し、バリアフリーに関する情報提供を行ってまいります。	
8-(5)-心-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課	① 障害者条例による各種施策の展開や、障害のある人への理解を広げるための周知・啓発活動を行うことにより、「心のバリアフリー」を一層浸透させていきます。また、障害者週間における啓発・広報活動の充実や、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知に努めるとともに、障害者団体等が行う大会やイベント等の開催に対し後援等の支援を行います。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,038件行いました。 ・県や市町村の職員向け研修等において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知しました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県その他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。	
8-(5)-心-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	人事課	② 障害のある人が安心してその人らしく暮らせる地域社会づくりを進めるため、県職員に対し「心のバリアフリー」への理解を深める研修を実施していきます。	・パワーアップ研修「心のバリアフリー」を令和7年8月5日に実施しました。障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する内容。研修修了者9名。 ・新規採用職員に対する研修で「障害のある人に対する配慮と差別」を実施しました。障害者差別解消法等について理解する内容。研修修了者715名。	・令和8年度は「心のバリアフリー」研修を11月16日に実施予定です。 ・新規採用職員に対する研修で、令和7年度と同様に「障害のある人に対する配慮と差別」を実施します。	
8-(5)-心-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	健康福祉指導課	③ 車椅子を使用する人をはじめ、障害のある人などで歩行が困難な人のために設けられている「障害者等用駐車区画」について、障害のある人もない人も、誰もが円滑に駐車場を利用できるよう、一般の駐車区画で車への乗り降りが可能な人は障害者等用駐車区画への駐車を控えるなど、利用マナーの向上に向けた啓発に努めます。	・「ちば障害者等用駐車区画利用証」を発行し、交付しました。また、駐車区画障害者等用駐車区画の利用マナーの向上に向け、公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布、県ホームページ、ラジオ、県民だより等を通じた啓発活動を行いました。	・利用マナーの向上が図られるよう、引き続き、啓発活動に努めます。	
8-(5)-入-① 【2-(1)-⑦再掲】	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	① 公営住宅においては、障害のある人の利用促進に向けて、障害のある人の世帯に対し、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置や、障害のある人の世帯など、特に配慮が必要な世帯のみが申込みできる戸数枠を設ける措置を講じていきます。(再掲)	・公営住宅においては、障害のある人の世帯に対し、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置や、特に配慮が必要な世帯のみが申込みできる戸数枠を設ける措置を講じました。	・引き続き、公営住宅においては、障害のある人の世帯に対し、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置や、特に配慮が必要な世帯のみが申込みできる戸数枠を設ける措置を講じていきます。	
8-(5)-入-② 【2-(1)-⑧再掲】	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	② 民間賃貸住宅への円滑な入居については、障害のある人等の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者や、障害のある人等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、ホームページ等で情報提供を行います。 また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、不動産関係事業者や居住支援関係事業者などと連携し、賃貸住宅の登録制度の周知や有効活用方策の検討を行います。 さらに、地域の実情に即した居住支援の充実を図るため、市町村においても、居住支援協議会の設置など関係団体との連携を行う仕組みづくりを推進します。(再掲)	・障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅を、住宅セーフティネット法に基づき住宅確保要配慮者向け住宅の登録として行いました。 また、居住支援部会において、講習会や勉強会を通じて住宅セーフティネット法に係る情報提供や意見交換、方策の検討等を行いました。 ・市町村居住支援協議会の設立に向けて関係団体と連携を取りながら伴走支援を行いました。	・引き続き、関係者と連携を取りながら住宅セーフティネット制度の推進を行ってまいります。 また、居住支援部会において市町村や関係機関と連携を図りながら、制度の周知や必要な協議・検討を行ってまいります。 ・市町村居住支援協議会設立に向けて伴走支援を行ってまいります。	8-13 障害のある人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録戸数
8-(5)-交-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課	① 障害のある人の快適で暮らしやすい生活環境づくりを支援するために、障害のある人に対するJR等鉄道会社の旅客運賃割引については、距離制限を撤廃するよう関係機関に求めています。また、精神障害者保健福祉手帳に写真が貼付され、身体障害者手帳・療育手帳と同様に身分証明書として使用できるようになったことから、身体・知的障害者施策同様に、JR等旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金等の割引を広く障害のある人に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機関に働きかけていきます。	・令和7年度第16大都市府県障害福祉主管課長会議及び、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会を通じて、内閣府、厚生労働省に要望を行いました。 ・精神障害者保健福祉手帳についてもJR等旅客運賃の割引が令和7年度より拡充されることが示されました。	・引き続き、各種の機会を通じて国などの関係機関へ、働きかけを行います。	
8-(6)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	危機管理政策課	① 「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き」等を基に障害のある人などの要配慮者に係る市町村の取組を促していきます。	・市町村への個別訪問や研修等を通じ、県作成の手引きの活用等を促し、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(6)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	危機管理政策課	② 障害のある人をはじめとする避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、研修の開催や先進事例の共有など、防災部門と福祉部門とで連携して、市町村による個別避難計画の作成を支援します。	・市町村への個別訪問や研修等を通じ、県作成の手引きの活用等を促し、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけました。 ・千葉県地域防災力充実・強化補助金の活用により、市町村の避難所における要配慮者対策事業に補助を実施しました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけます。 ・千葉県地域防災力充実・強化補助金により、市町村における避難環境の強靱化や要配慮者対策の促進を働きかけます。	8-14 個別避難計画を作成した市町村数
8-(6)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	危機管理政策課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	③ 災害時における障害のある人への支援体制について検討を行うため、市町村など関係者等との意見交換の場を設けます。バリアフリーへの対応やあらかじめ本人に適した補装具等を保管するなど障害特性に配慮した避難所の整備を市町村に働きかけることや先進的な取組を情報提供するなど、福祉避難所の充実に努めます。また、障害のある人の防災拠点と関係市町村、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の連携体制の構築に努めるとともに、これらの施設等で訓練等を実施します。 あわせて、防災拠点が未整備の圏域において施設整備の要望があった場合、防災拠点と一体的な整備とすることを条件とするなど、障害福祉サービスを運営している事業者に対して働きかけを行い、全ての障害福祉圏域に障害のある人の防災拠点の整備をすることを市町村を通じて促進します。 災害発生時には、施設等の被害状況や支援ニーズを把握し、関係機関と連携して、電源車の配車等、必要な支援に努めます。	・市町村への個別訪問や研修等を通じ、県作成の手引きの活用等を促し、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけました。 ・ストーマ装具の災害用備蓄の必要性などオストメイトの災害対策について、関係団体と連携の上で市町村へ周知を行いました。 ・千葉県地域防災力充実・強化補助金の活用により、市町村の避難所における要配慮者対策事業に補助を実施しました。 ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において非常災害に関する具体的計画の策定及び訓練の実施を確認しました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけます。 ・引き続き、研修等の場において、関係団体や市町村に対して、障害のある人の災害対策に係る取組が進むよう働きかけを行います。 ・引き続き、千葉県地域防災力充実・強化補助金により、市町村における避難環境の強靱化や要配慮者対策の促進を働きかけます。 ・引き続き、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において非常災害に関する具体的計画の策定・見直し及び訓練の実施を確認します。	
8-(6)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課	④ 災害時等の情報伝達のための人材確保として、災害時・緊急時においても聴覚障害のある人、視覚障害のある人、盲ろう者に対して必要な支援ができるよう手話通訳者及び要約筆記者、ガイドヘルパー、盲ろう者向け通訳・介助員の講習会を開催するなど人材養成に取り組みます。一方、災害時に手話通訳者等の支援者が対応できない場合に備え、それぞれの障害特性に応じた簡易な情報伝達方法の検討にも取り組みます。	・手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業を実施し、人材養成に取り組みました。	・今後も引き続き人材養成に取り組んでいきます。	
8-(6)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	防災対策課 障害者福祉推進課	⑤ 県及び市町村が実施する防災訓練においては、手話通訳者等の支援者と専門家の連携や障害特性に応じて災害時要配慮者対象の各種訓練を今後も積極的に取り入れます。	・聴覚障害者の方にも参加していただくため、昨年度に引き続き、市町村との共催による九都県市合同防災訓練(実動訓練)や土砂災害避難訓練において、手話通訳者に依頼し、訓練の通訳を行いました。 ・帰宅困難者対策訓練において、身体障害者の方に配慮し、車いすを使用した搬送を行いました。	・令和8年度も引き続き、各種防災訓練のなかで、障害者等に配慮した避難所運営、帰宅困難者支援等が実施できるよう、市町村の取組を促していきます。	
8-(6)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	特別支援教育課	⑥ 特別支援学校では、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、防災計画の立案と見直しに努めます。また、福祉避難所指定を受けている16校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めるため、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めます。	・児童生徒の障害の状態や特性に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが適切に実施できるよう、特別支援学校で作成している防災計画及び危機管理マニュアルの見直しを行いました。	・引き続き、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、避難訓練等を機会としながら危機管理マニュアルの内容の確認や見直しを行っていきます。また、福祉避難所に指定されている16校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めるため、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めていきます。	
8-(6)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	健康福祉指導課 障害者福祉推進課 医療整備課	⑦ 大規模災害時における支援体制については、実践的な訓練が必要であるため、引き続き防災訓練への参加や、DMAT等との合同訓練を実施していきます。また、DPATについては、より多くのチームを派遣できるようにするため、養成研修を継続的に開催し、チーム数を増やすとともに、構成員の資質向上のためのフォローアップ研修や、災害時に迅速かつ適切に支援活動が行えるよう、消防や他の医療チームとの合同研修に参加し、体制を強化します。 千葉県災害福祉支援チーム・DWATについては、災害時、チームの避難所における支援活動が円滑に行えるよう、今後、防災訓練への参加やチーム員への研修の充実を図り、派遣体制を強化します。	・チーム員のスキルアップ向上、連携を深めるためフォローアップ研修(兼 チーム員登録時研修)を実施しました。 ・訓練についても、九都県市合同防災訓練参加し、DWAT本部及びチーム員の能力向上に努めました。 ・国DPAT事務局主催の研修に、県職員及び統括者(精神保健福祉センター、総合救急災害医療センター、民間病院)・日本DPAT隊員(総合救急災害医療センター、民間病院)が参加しました。 ・県主催のDPAT研修について、新規養成研修の開催(2日間)に加え、技能維持研修、災害時対応研修を開催し、新規養成研修修了者にDPAT隊員証を交付しました。 ・国の大規模地震時医療活動訓練に参加し、日本DPAT3隊を被災想定県へ派遣しました。 ・CLDMATの養成研修及び技能維持研修を開催することにより、災害時に備えた体制整備としてCLDMATチームの育成に努めました。	・引き続き、各種研修、訓練を実施し、派遣体制の強化、DWAT本部及びチーム員の能力向上に努めます。また、市町村や他の支援チーム等と合同で訓練を実施し、連携強化に努めます。 ・引き続き、DPAT隊員の育成を継続し、災害医療体制の充実・強化に努めます。 ・政府訓練や防災訓練への参加し、災害時に迅速かつ適切に支援活動が行えるよう、DMAT等の他の医療チームとの合同研修に参加し、体制を強化します。 ・また、DPATについては、より多くのチームを派遣できるようにするため、養成研修を継続的に開催し、隊員数を増やすとともに、構成員の資質向上、技能維持のため技能維持研修を行います。 ・DPATがない精神科病院においても災害時における各病院内での受援体制の構築を図るため、災害対応研修を実施します。 ・引き続き、DMATチーム等の育成を継続し、災害医療体制の充実・強化に努めます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(6)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	健康福祉政策課 健康福祉指導課 障害福祉事業課 河川環境課	⑧ 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画の作成・避難訓練の実施について、市町村の関係部局と連携して積極的に支援します。	・施設の指導監査等の重点事項として、避難確保計画の策定、避難訓練の実施状況を点検し、指導・助言を行いました。 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域を踏まえて、施設の避難確保計画の策定について助言を行いました。また、避難訓練の実施状況について確認しました。	・引き続き、施設の指導監査等において、避難確保計画の策定、避難訓練の実施状況を点検し、必要な指導・助言を行っています。 ・引き続き、施設の避難確保計画の策定において、浸水想定区域を踏まえた助言を行うとともに、施設の指導監査等において、計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について確認し、必要な指導・助言を行っています。 ・引き続き、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所が、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内に該当するか確認し、避難確保計画の作成・見直しをするよう指導し、訓練の実施状況を確認します。	
8-(6)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	消防課 障害福祉事業課	⑨ 障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、適切に実施されるよう、消防署等の関係機関と連携しながら周知・啓発し、またスプリンクラーなどの消防設備の設置について支援に努めます。	・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携して周知・啓発し、またスプリンクラーなどの消防設備の設置の支援について検討することとしていました。	・引き続き、障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、適切に実施されるよう、消防署等の関係機関と連携しながら周知・啓発し、またスプリンクラーなどの消防設備の設置について支援に努めます。	
8-(6)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	河川環境課	⑩ 土砂災害対策施設について、要配慮者利用施設、中でも24時間滞在型で迅速かつ緊急避難が困難と想定される収容人数が50人以上の施設や、1階建ての施設のように基大な被害が想定される危険箇所の整備を優先して進めていきます。	・令和7年度に整備を行った箇所はありませんでした。	・引き続き、該当する箇所について要望があれば優先して整備を進めていきます。	
8-(6)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課	⑪ 障害者支援施設等においては、事業者による作成が義務付けられた業務継続計画に基づき、定期的な訓練を実施することなどにより、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されるよう、情報提供や研修の実施等を通じて、事業者の取組を促していきます。	・事業者による作成が義務付けられた業務継続計画に基づき、定期的な訓練を実施することなどにより、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されるよう、情報提供や集団指導等を通じて、事業者の取組を促しました。 ・障害者支援施設等の新規設置の際に、業務継続計画が整備されているか確認しました。	・引き続き、業務継続計画に基づき、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等が継続されるよう、情報提供や集団指導を通じて、事業者へ取組を促します。 ・引き続き、障害者支援施設等の新規設置の際に、業務継続計画が整備されているか確認します。	
8-(6)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課 地域部通信指令課	⑫ 防犯対策について、関係者への障害特性等の理解の促進を図るため、それぞれの障害特性に応じた配慮について記載した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を市町村役場等の公共機関だけではなく、広く民間事業者等へ障害のある人への配慮の参考となるよう周知に努め、関係者の理解を促進します。「110番の日」などのイベントを通じ、広く県民に「メール110番」及び「FAX110番」の仕組みを積極的に広報します。また、市町村役場や聴覚障害者団体等に対し、「110番アプリシステム」について広報を実施します。	・県や市町村の職員向け研修等において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知しました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県の他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。	
8-(6)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	生活安全部生活安全総務課 生活安全部人身安全対策課	⑬ 警察と地域の障害者団体、施設、行政等との連携の推進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	・「ちば安全・安心メール」や「Yahoo! 防災速報」を活用し、犯罪発生情報等を配信しました。(ちば安全・安心メール2,096件、Yahoo! 防災速報11件) ・県警ホームページで運用している「くらしの安全マップ」をリニューアルし、県内の犯罪情勢について地図上で公開しています。 ・令和7年中、警察で認知した823件の障害者虐待事案を市町村に通報しました。	・速やかな防犯情報等の情報発信活動に努めます。 ・市町村への障害者虐待事案の通報件数は、令和6年と比較して192件増加しました。引き続き、警察で認知した障害者虐待事案について、市町村の担当部署へ通報するとともに、市町村から援助要請があった際は、事案に応じた適切な援助を実施していきます。 ・各会議を通じ、障害者虐待等による犯罪被害防止に向けた連携を図ります。	
8-(6)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	くらし安全推進課	⑭ 障害のある人からの犯罪被害の相談に対し、関係機関が連携して適切に対応や支援を行うとともに、ケース会議や医療従事者連絡会等を通じ、課題や解決方法について意見交換をすることで、より円滑な支援を目指します。また、様々な機会を通じて、相談窓口の広報啓発を行います。	・県警や関係機関と連携し、相談体制や被害者支援について協議を行うとともに、総合的対応窓口等について広報啓発を実施しました。 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの広報啓発のため、音声コードのある広報啓発用リーフレットを県内の障害福祉に関する団体に配付しました。 ・ケース会議や医療従事者連絡会において、ワンストップ支援センターの支援状況、被害の事例報告、男性被害者への支援に向けた連携・相談体制、広報啓発等について意見交換を行いました。	・県警や関係機関と連携し、広報啓発活動を通じて、犯罪被害者等のための総合的対応窓口や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて周知できる広報啓発活動を行います。 ・障害のある方でも相談をしやすい、支援を受けられるような体制を構築するため、引き続き、ケース会議や医療従事者連絡会、犯罪被害者等支援推進会議等を通じ、関係者の意見を確認します。	
8-(6)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	生活安全部生活安全総務課	⑮ 障害者支援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を推進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。	・特別支援学校等の障害者支援施設において、防犯講話や不審者対応訓練を実施しました。(防犯講話29回、不審者対応訓練34回)	・引き続き、特別支援学校等の障害者支援施設において、防犯講話や不審者対応訓練を実施し、更なる協力体制の構築を推進します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(6)-⑯	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	消防課	⑯ 火災や事案発生時に聴覚・言語障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県民に対し、スマートフォン等を活用した音声によらないNet119緊急通報システムの周知を図ります。	・NET119 緊急通報システムの導入状況及び使用状況調査を行いました。	・使用状況を踏まえ、引き続き、県内消防本部と協力し、県民に対して各種消防のイベントを活用し同システムの普及促進に努めます。	
8-(6)-⑰	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	消防課	⑰ 障害のある人からの通報への対応について、県消防学校において行う消防職員への教育を今後も継続的に実施していきます。	・消防学校において、救急科の中で社会保障・社会福祉、通信システムに関する講義を行いました。	・消防学校での消防職員への教育において、障害のある人への対応等の教育を今後も継続的に実施していきます。	
8-(6)-⑱	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	警務部教養課	⑱ 身体障害や知的障害、精神障害など、様々な障害特性に配慮した警察活動を推進するため、今後も継続的に警察職員に対する各種教養を実施します。	・部外講師を招き、様々な障害の特性に配慮した警察活動のため、障害者差別解消法や合理的配慮に係る研修を実施しました。 ・職員に対し、聴覚障害者や発達障害者等への対応について教養を実施しました。	・今後も、様々な障害の種別や、その特性に配慮した適切な警察活動を推進するため、職員に対する教養を継続的に実施します。	
8-(6)-⑲	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	刑事部刑事総務課	⑲ 言語によるコミュニケーション能力に困難を抱える知的障害のある人等、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる人に係る事件について、供述の状況、供述以外の証拠品等を総合的に勘案しつつ、取調べの機能を損なわない範囲内で、障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮した上で、可能な限り広く録音・録画を実施します。あわせて、被害者の特性や障害に応じた取調べについて、必要な助言・指導・教養を実施します。	・精神障害を有する被疑者に係る取調べについては、供述の任意性に疑念を抱かれないように、逮捕・勾留中の被疑者に関して、録音・録画を実施させた。 ・専科やその他教養において、精神に障害を有する被疑者の特性に配慮した心理学的知見を踏まえた取調べを実施するように指導しました。 ・精神障害を有する者からの聴取については、心理学的知見を踏まえた手法を用いて聴取する必要があることから、司法面接トレーナーによる客観的聴取技法に関する研修会を開催しました。	・精神障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数は年々増加傾向にあることから、継続して被疑者の特性に配慮した聴取技法について教養を実施します。 ・精神障害を有する被害者に対しても、聴取に従事する関係部門と連携して、聴取技法等の教養を実施し、多くの被害者が精神的負担を軽減できるように努めていきます。	
8-(6)-⑳	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)くらしの安全・安心に関する支援	健康福祉指導課 くらし安全推進課 特別支援教育課	㉔ 障害のある人を消費者被害から守るため、金銭管理、ロールプレイング方式による消費者教育や必要などときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。あわせて、知的障害や精神障害のある人など、適切な判断をすることが困難な人たちに対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援を行います。障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し、消費者センター等の相談窓口の周知、早期通報・相談の重要性についての啓発を進めます。	・千葉県社会福祉協議会への支援を通じ、令和8年3月現在、1,939人の方が各市町村社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業を利用しています。また、成年後見制度の利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、制度を周知するための講習会等を実施しました。 ・若者の消費者教育のため、流山高等学園及び市川大野高等学園において卒業前の3年生を対象とした出前講座を実施するとともに、特別支援学校等の高等部新3年生を対象とした若者向け消費者教育教材を配布し、また、「学校教育における消費者教育」を支援するため、特別支援学校を含む教員等を対象に消費者教育研修を実施しました。さらに、消費者センター等の相談窓口を掲載したクリアファイルを作成し、県内市町村を通じ障害のある方を含め配布しました。 ・金銭管理に関する学習や消費者教育、必要などときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムについて、各学校において生徒の実態に応じて取り入れ、教育活動を行いました。	・利用者が安心して日常生活自立支援事業を利用できるよう、引き続き事業の安定的な運営の支援に努めます。また、成年後見制度の利用の促進が図られるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・引き続き、県消費者センター等に寄せられる相談を踏まえて、若者に対する消費者被害防止に係る注意喚起を進め、障害のある人や学校関係者等に対し、早期通報・相談の重要性について理解を深めるなど、消費者教育を推進します。 ・引き続き、障害のある人を消費者被害から守るための消費者教育や必要などときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムについて、児童生徒の障害の状況に応じて取り組んでいきます。	8-15 日常生活自立支援事業利用者数
8-(7)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(7)障害のある人に関するマーク・標識の周知	障害者福祉推進課	① 県や市町村などの公共施設において、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進めます。また、各種マークについて、県ホームページや県民だより、SNS等を活用して県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努めます。	・ストラップ型ヘルプマークを34,000個作成し、市町村等へ配布したほか、千葉県ホームページにより各種マークの普及に努めました。	・引き続き、ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、県ホームページや県民だより、SNS等を活用して各種マークの普及に努めます。	